

## 本日の会議に付した事件

平成24年第1回山元町議会定例会（第2日目）

平成24年3月8日（木）午前10時

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）皆さん、おはようございます。ただいまから、平成24年第1回山元町議会定例会第2日目の会議を開きます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって、6番遠藤龍之君、7番齋藤慶治君を指名します。

---

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

一般質問通告書の受理。岩佐哲也君ほか7名の議員から一般質問の通知を受理したので、その一覧表を配布しております。

陳情書の受理。陳情1件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

町送付議案等の受理。当局から議案3件が追加提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

---

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、質問・答弁は簡明にされますようお願いいたします。

---

議 長（阿部 均君）2番岩佐哲也君の質問を許します。岩佐哲也君、登壇願います。

2番（岩佐哲也君）はい。それでは、平成24年第1回山元町議会定例会に当たりまして一般質問、3点ほどさせていただきます。

東日本大震災から1年、復興計画も決定し、昨日、この震災復興計画、第5次総合計画概要版というものが町内各戸に配布されました。いよいよ実施、実行の段階に入ったわけです。初めよければ終わりよしといたしますか、被災された方は一日も早い復旧を願っており、そしてまた8年、10年先を見たときに、あるいはその先を見たときに一日

も早い復興をだれしもが願っているわけでございます。それらを前提にしまして今日は、まず第1番目に復興計画の実施に、対策に当たりまして、いろいろキャッチフレーズは書いてあります。非常にこれはすばらしいことであります。しかしながら、実際これを実行するに当たりましては、実際、町民と協働でやるということが何よりも肝要かと思えます。そういったことで復興計画構想実現に当たりまして実際、官民一体となってやるためには町民にどうかかわり合いを持っていただくか。いわゆる町民に目標を設定して協力してもらうということも手法の1つとしては大事ではないかと思えます。そういったことで、このスローガン、数字を入れたスローガンを明示して町民とともに目標に向かって一体となって進んでいくという方法を、具体策をいかにお考えになっているか、伺いたいと思えます。

それから、2番目、緊急の問題として雇用問題、あるいは住宅問題、住まいの問題というものが、衣食住、3点、被災された方には非常に重要な問題。特に最近失業保険も切れると同時に、被災された企業やら何やらも多いということで非常に就職難といえますか年齢的なこともありましてそういう問題を抱えている。そこで、1点目としては山元町の失業の現状は一体どうなっているのか、お伺いします。それで失業保険切れ、その辺の実態を把握していないことには次の手を打つということができないということで、まずこの1点目。

それから、中長期的には、やはり雇用という問題を考えたときには、企業誘致という問題が非常に大事であります。企業誘致、その具体策、どう取り組んでおられるのか。そして、今後どう取り組んでいく予定なのか、お伺いします。

それから、3点目としましては、やはり我が町の中心的な産業といえますのは、どうしても農業問題でありますし、長期的に見てもこの農業問題を重要視すべきであろうと思えます。そういった意味では地場産品、そういったものの振興対策をどう考えているのか、これについてお伺いいたします。今、イチゴとかなんか盛んにやっておられます。これはこれで大いに期待し、評価するところでありますが、それ以外の部分はどうか。具体的にお伺いいたします。

それから、食材、仙台120万都市と、仙台圏120万都市を考えたときに、この食材というものを、山元町の立地から見ますと、それに力を入れるべきではないかということで食糧基地という1つの考え方、そういったことを目指す考えはないかどうか、お伺いします。

それから、3番目としましては、きょう、あすを考える。1年間非常に仮設住宅やら何やらで入られてご苦労なさっている方が多い。一番の基本はやはり家庭であり、住居問題であろうと思えます。この確保をどうするのか。一日も早い建設、環境を整えるということを目指すべきだろうと思えます。集団移転集約関係でいろいろ意見を聞かれたそうですが、その辺の状況、それから公営住宅、今後どうするのか、その辺のところを1番目にお伺いします。

2番目としましては、やはり住宅を建てるにしても危険水域の問題がどうしても絡んできて、皆さん決断ができない部分もあろうかと思えます。そういったことで追加防潮堤などの追加設定などを考えて、少しでも危険区域を狭めるということを早急に町民に示していく必要があるのではないかと。と同時に、土地の買い上げの問題やらかさ上げの問題やら細かいことになってまいります、そういったことの内容整備も具体的に町

民に提示していかなないと町民は決断ができないと。決断するための必要条件としてそういった部分を町民に明示していく必要があるだろうと。その点について、以上3点につきまして町長の見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。おはようございます。

岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、復興行動計画の実施対策についてですが、山元町震災復興計画の将来像、「キラリやまもと！みんなの希望と笑顔が輝くまち」、これは山元町が震災で失ったかつての輝きを取り戻すと、また新しい姿に復興を遂げることによって希望を持ち、喜びや幸せをあらわす笑顔に満ちあふれる町を目指す、そんな思いを込めてございます。

この将来像の「キラリやまもと」や「笑顔」などのフレーズは、震災前の平成22年度に町の新たな総合計画策定作業において総合計画審議会の委員の皆様との協議の過程で提案されたものであります。しかし、この総合計画の策定につきましては、3月11日の震災により作業が中断され、完成を目前にしながら白紙に戻さざるを得なかったところでございます。これにかわり6月からは震災復興のための計画の策定作業を始めたところですが、今回の復興計画については震災からのいわゆる単なる復旧だけではなく、これまで町が抱えていた多くの課題を解決するような新しいまちづくりを進める総合計画と位置づけることにいたしました。そのため、これまで検討してまいりました総合計画の内容も参考にしており、この結果、山元町の魅力である地域資源を磨き上げる「キラリやまもと」や、町ににぎわいを呼び戻すことにより笑顔あふれるまちづくりを目指すという、そういう理念を踏襲した将来像となったものでございます。

この計画では基本構想を具体化するための具体的な事業やスケジュールを定めた行動計画を策定することにしており、この中で目標指標等も明示した形で計画を求めることにしているところでございます。

なお、計画の柱の1つであります集団移転事業等の住宅対策については、1月から2月にかけて行ってまいりました今後の住まいに関する個別面談の詳細な集計を現在、まとめているところでございます。この意向調査の結果がまとまり次第、移転者数、住宅用地の面積、公営住宅の建設戸数等の数値を盛り込んだ行動計画を新年度の早い時期に策定してまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、雇用問題と産業振興対策についての1点目、山元町の失業者の現状とその対応策についてですが、仙台市、名取市、岩沼市、亘理郡を管轄するハローワーク仙台の集計によりますと、1月の有効求職数が2万7,273人に対し有効求人数が3万70人と、有効求人倍率が1.1倍と8か月連続で前の月を上回る状況にございます。そんな中で市町村ごとの失業者数については公表されていないことから、山元町における失業者数や失業保険の受給内容を把握することは困難な状況にございます。

山元町における雇用対策といたしましては、今年度、国の基金事業である緊急雇用事業等を活用し、14事業で116人を雇用したところでございます。平成24年度においても7事業で47人の雇用を計画しているところでございます。あわせて、高瀬宇浜砂地内で稼働する災害廃棄物処理施設等の業務員として被災した町内の方を優先して雇用したいとの提案がございます。現在、焼却施設運営作業員、あるいは震災廃棄物選別作業員など約60人が募集されており、これらを合わせますと200名を越す雇用

が見込まれるところでございます。また、国の第1次補正予算で創設された被災農家経営再開支援交付金を活用して被災農家による山元町地域復興組合が組織され、現在412戸、644人の方が登録をし、簡易な瓦れき回収や刈り払い作業に従事されたところでございます。平成24年度においても引き続き山元町地域復興組合による作業が展開される予定であります。

一方、就労相談については、震災直後の昨年4月から宮城労働局による労災保険や労働条件に関する巡回相談が開始されてございます。避難所や各仮設住宅の集会所、中央公民館や坂元支所を会場に相談会が開催されてきております。なお、今春の4月からの相談業務については、現時点では未定でございますが、今後も引き続き巡回相談等を実施いただくよう強く関係機関に働きかけてまいりたいと思います。

次に、2点目、企業誘致の現状と具体策についてですが、企業誘致につきましては、現在復興計画に基づき産業用地の集積等を検討している段階であり、企業との情報交換など情報の収集に努めている状況にあります。

具体的な情報収集策といたしましては、町内での災害廃棄物処理施設を受託した業者から町への協力の一環として、業者が定期的実施している企業誘致アンケートの2月版に土地利用計画案とあわせて山元町への進出企業意向調査を掲載いただき、企業の意向を収集しているところであります。このアンケートの内容は、「山元町の進出に対する意向の有無」と「必要とする用地面積」、また「どのような業種で利用するのか」を聞き取るとともに、進出に魅力がないという場合には、その理由を伺う内容となっております。現在、回答を待っている段階でありまして、アンケート結果の取りまとめについては、いましばらく時間を要しますが、今後どのような業種・業態の企業が進出の意向を持っているのか、その一端が把握できるものと期待しております。

また、自然エネルギーを活用した環境配慮型のまちづくりを目指し、太陽光発電の導入や省エネルギーの普及促進を行うためメガソーラー関連企業数社との交渉や、温暖で恵まれた気候を生かした施設園芸作物のさらなる振興発展のため植物工場を訪問するなど、今後の復興に向けたまちづくりをアピールするとともに、関連企業の進出の可能性について積極的に協議を重ねているところでございます。今後とも関係機関との連携を深めながら幅広く企業情報の収集に努めるとともに、町に対し広く情報をお寄せいただけるよう、引き続き企業誘致推進に向けた町の情報を広く発信してまいりたいと思います。

次に、3点目、地場産業の振興策と新たなブランド品の育成対策についてですが、町の復興にはスピード感が最も重要であると考えており、既に町内中央の水田地帯を南北に縦断する農道を新たにストロベリーラインと位置づけ、イチゴ畑の団地化事業に着手しているところであります。この団地化事業については、復興計画の重点プロジェクトとして位置づけており、4団地で総面積40ヘクタールを超える規模の事業となります。平成26年度を事業完了年度と定め、今後用地の造成や栽培施設の建設を進めてまいります。イチゴ団地化整備事業を地場産業振興策の起爆剤とし、1日も早く町に活気とにぎわいを取り戻すよう奮起してまいりたいと思います。

また、新たな農作物のブランド化についてですが、温暖な気候と恵まれた地の利を生かし、近年パプリカやアスパラガス、イチジクなどの生産を試みる生産者がふえてきております。特にイチジクについては現在、約5ヘクタールで栽培され、約7トンが収穫

されております。ここ2、3年に定植した苗木についても今後、本格的な出荷が見込まれることから、イチゴやリンゴに次ぐ町の特産品として位置づけるとともに、作付面積の拡大や品質の向上に対する支援策について検討し、高付加価値化やブランド化を図りながら町の基幹産業である農業の活性化につなげてまいります。

次に、特区構想での食材、食糧供給基地についてですが、山元町は仙台市を中心に名取市、岩沼市、亶理郡を含めた120万人の仙台都市圏に属しており、圏域でのつながりも大きいことから、この商圈を見据えた販売戦略が重要になると考えております。町の特産品であるイチゴやリンゴなど農産物の魅力を効果的にPRしていくためには農水産物のブランド化や6次産業事業の推進が重要でありますので、食材、食糧供給等の基地として担うべく農産物直売所や食品加工施設についての整備を進めてまいりたいと思います。

また、現在、農林水産業の復旧・復興を加速する技術開発プロジェクトによる新食糧供給基地建設のための先端技術展開事業に取り組んでおります。この事業は東日本大震災による被災地を新たな食糧基地として再生するため産学官連携により先端的な技術を駆使した大規模実証研究を実施し、新しい生産体制の確立と新商品の開発に努めるものであります。これらの取り組みで得た研究成果を最大限取り入れ、新たな山元ブランドの育成に努めるとともに、食糧供給基地としての役割を担うべく技術開発に努めてまいります。

ご提案のありました特区構想でございますが、この構想に必要なものを検討させていただき、制度活用の際にはその制度全体の恩恵のみならず、山元町をイメージづけるなどPRの一助にできればと考えております。

次に、大綱第3、住居問題についての1点目、集団移転及び公営住宅の対応策についてですが、去る1月から2月にかけて行いました今後の住まいに関する個別面談では、調査対象2,733世帯中1,715世帯との面談を実施いたしました。その中で町の指定する住宅団地へ移転する意向については269世帯、災害公営住宅への入居については497世帯の意向を確認しております。今後、3月末にかけて未調査世帯の意向も確認しながら全体の整備計画を策定し、国に対して集団移転事業の認可を申請したいと考えております。また、並行して集団移転の候補地である新山下駅周辺、新坂元駅周辺、そして宮城病院周辺について新年度早々にも現地の調査などに着手いたします。

なお、この事業財源となる復興交付金もあわせて国に申請し、復興まちづくりに係る財源を確保した上で迅速かつ着実に事業を推進してまいりたいと思います。

次に、2点目、防災施設整備や被災者の復興支援策についてですが、災害危険区域につきましては、条例のご審議の際に防火施設の整備に伴い区域を見直す旨の条文を追加したものであります。町としましては、条例の趣旨に基づき防災措置の整備等にあわせ区域の縮小に努めてまいりたいと考えております。

また、去る5日にJR常磐線の復旧についてJR東日本仙台支社の里見支社長の記者会見があり、町と協議を重ねておりました国道6号の東側を通るルートでの整備をJR側が正式に表明したところでございます。このルートでは盛り土による線路の整備により戸花山の東側周辺の津波防御力が向上することが期待されます。また、新坂元駅的位置は国道6号坂元交差点の東側に位置することになるため、新駅周辺を盛り土により造成するとともに、戸花山の南端から南にかけて町道町戸花線を高盛り土により整備し、

安全生を高めることを検討しております。あわせて津波シミュレーションなどの検証も行い、その結果によって災害危険区域を見直すことも考えているところであります。

また、土地の買い取りや宅地のかさ上げ等の支援策についてですが、今後の住まいに関する意向調査の中でも面談した住民に対し集団移転の際の土地の買い取りやかさ上げの補助について説明してまいりました。集団移転事業による土地の買い取りについては、集団移転の事業計画が国の認可を得た後に移転の申込書をいただき、土地の買い取りが始まることとなりますので、早ければ新年度後半から買い取りできるものと考えております。なお、買い取り価格につきましては、将来の復興を見据えた評価とすることとしており、県による不動産鑑定及び町発注による不動産鑑定を踏まえ、国と協議しながら適切な価格の設定をしてまいりたいと考えております。

一方、宅地のかさ上げについては、災害危険区域の第2種区域及び第3種区域を対象に100万円を限度に施工費の2分の1を補助することとしております。現在、住まいの意向調査の結果を確認しながら事業予算と補助の要件等を検討しているところであり、詳細が決まり次第、議会にお諮りしたいと考えております。以上でございます。

2番（岩佐哲也君）はい。それでは、各項目にわたりまして具体的に議論を進めさせていただきたいと思います。

まず1点目、復興行動計画の実施の具体策についてであります。きのう配られたこの大綱、震災復興計画、あるいは第5次総合計画を含んだものに、この復興計画の中では「キラリやまもと！みんなの希望と笑顔があふれるまち」と書いてあります。そして、第5次総合計画の中では、先ほどご説明いただきましたが、明るくにぎわいのある誇れるまちを目指してとありますが、じゃ一体町民はキラリやまもと、あるいはにぎわいのあるまち、こういうまちをつくるのにどういうふうにかかわる、どういうふうに協力していったらいいのかというのがちょっと抽象的で、この内容そのものが悪いと言っているんじゃないかと私は思います。例えば、この前新聞でも表彰されていましたが、亘理警察署から、山元町交通死亡ゼロ、1年間、ここに数字が2つ入っていますね。これはわかりやすいですね、例えばね。じゃこれを目標と設定した場合に、それを実行するのにどうするか。学校教育では何々をやる、お年寄りはどうする、車を運転する人はどうする、酔っぱらい運転なんかもどうする、そういう具体的に各町民がその状況に合わせて目標が設定できる、何をやればいいのかという、例えばそういうこと。企業であれば売上高幾ら、そのためには第1製造部は生産高を幾らにするとか具体的に数字が入っていれば目標が具体的になってくる。そこで我が町でも復興計画を実施するに当たって、明るくにぎわいのある、活力のあるまちという、これを数字に置きかえたらどうなるかと、そういう具体策をぜひとも明示していただきたいと思います。そういうお考えはないかどうか、当局にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体的な目標を定めながらの協働のまちづくりをされたらどうかというふうなお尋ねでございますが、先ほどお答えの中で、例示といたしまして住宅用地の面積でありますとか、公営住宅の建設戸数というふうなことを申し上げましたけれども、今さらにご提案ありましたような形で町民の方々にわかりやすい形で目標をお示しして、その目標に向かって一つ一つ課題をクリアしていくという取り組み、これは大変大切な

ことであるというふうに私も理解しているところでございます。今後、例示いたしました住居関連のみならず、産業関連であれば例えばイチゴの収穫量とか、あるいは観光客、入り込み客といいますか、あるいは農地の復旧率とか、あるいは都市整備関連でいえば道路の復旧率とか、環境関連であれば瓦れきの処分率とか、そういうふうなものが想定されますので、今後そういうふうな方向で、できるだけわかりやすい形で町民の皆様方にお示しをしながら一体となったまちづくりに向けて対応してまいりたいと、そういうふうに考えているところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい。具体的な数字目標を設定して今後進めるということで、ぜひともそれはお願いしたいと思います。

ところで、少子・高齢化、これは日本全体の構造的な問題、我が町も御多分に漏れず非常にこの問題は大きな問題で、今、日本で一番問題なのはこの構造改革をしなければ少子・高齢化の問題だろうと。この構造改革しなければならぬということなんですが、我が町の先を考えたときに人口増というのはなかなか確かに難しいだろうと。そこで、それにかかわるといいますか、にぎわいのあるまち、活性化したまち、誇れるまちをつくるということは、置きかえれば、いかに交流人口をふやして、にぎわいのあるまちをつくるのか。にぎわいのあるまち、活気のあるまちというのは、ヒト、モノ、カネ、情報の交流がいかにあるかということなんです。幾らにぎわいのあるまち、活気のあるまちと言ったって人がいなければ、幾ら光輝く海があり、山あり、おいしいものがあつたってなかなか人が来なければだめです。そこで、私は数字に置きかえるとすれば、にぎわいと活力あるまちを置きかえるとすれば、例えばですが、交流人口100万人を目指してみんなで頑張ろうと。例えばそういう意味のスローガンを掲げて町民と一体となって邁進する、そういうことはどうかと。100万人がいいかとか数字の問題はありますが、そういう目標を、私は将来は100万人、当面8年後には50万人を目指すぐらいのスローガンを掲げて、じゃ町民、どういうふうにかかわりを持っていけば、それぞれ町民の得意な分野でかかわってもらえばいいや、協力してもらえばいいやと。その中で役所はどういうことをやればいいのか、役場はどういうことをやればいいのか、あるいは区会はどういうことをやればいいのか、自治会はどういうことをやればいいのか、学校はどういうことをやればいいのか、あるいはサークルはどういうことで協力すればいいか。そういうふうの下におろしていくべきではないかと思いますが、町長はいかがお考えか、ご意見をお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに抽象的な文章、文言だけのまちづくりの方向性だけでは町民の方々との思いを共有できる部分がちょっと弱いのかなというふうな側面もございまして、ご指摘のあったように、交流人口であれば、私もかねがね喫緊の課題としての活力なりにぎわいの創造というふうなことを言ってきたわけですが、具体の数字を明らかにすることによって、今ご指摘のような町としてどういうふうな施策がそこに必要になってくるのか、町民の皆様方、あるいは各団体の皆様方がどういう役割を担えばいいのかというのが、より明確になってくるんだろうというふうに思いますので、そういう中での具体の町の動きというものがいろいろと関連づけて出てくるんだろうというふうに思いますので、そういう考え方を大事にしながら今後の具体の復旧・復興に取り組んでいければなというふうに考えます。

2番（岩佐哲也君）はい。例えばですが、交流人口50万人、年間50万人呼び込もうというこ

とを例えばですが前提として考えた場合、人口、8年後、1万3,700人と想定しているようですが、50万人を1万3,700人で割りますと36人、我々1人が年間36人山元町に町外から呼び込もうではないかというのが1つの目標になってくると。そうすると、例えばですからね、我々は、1人の人が36日来てもらってもいいんです、極端に言うと、延べ人数ですから、そういうふうな数字の目標を、期待を持たせる。あるいは、区単位でおろせば、じゃ山元町内に、行政区が、今22ですが、20あるとします。そうすると50万人ですと2万5,000人、年間、区単位で2万5,000人呼び込み、山であれば、じゃ深山を開発して2万5,000人、年間呼ぶ。それは20区で2万5,000人といえば50万人になると。例えばそういうふうに具体的に問題を各地区、あるいは町民にこう、ノルマではありませんけれども目標設定ができる、わかりやすいのではないかと。あるいは海水浴場、磯浜であればホッキ、あるいは海水浴で2万5,000人を集めるのにイベントを組むとか、あるいはそのための食材をあれすとか、あるいは交流拠点を整備していくとか、そういう施策につながってくるのではないかと。それはもちろんこの計画の中に入っている1つ1つの6次産業化とかいろいろ書いてあります。そういったものを各町民が得意な分野で参加していただいて50万人の交流人口を確保するための施策になると。あるいは宮城病院であれば、特別養護老人ホームあたりを整備して県外から呼び込むと。そういうことにもつながるのではないかと。

それで例ですが、前回申し上げましたけれども、鏡石町では福島県内農業県内一を目指そうというので1人当たり200万円を確保している。福島県の平均が97万7,000円の農業所得、200万円を目指そうということで目標を立ててやって、この前言ったように、100年間の国勢調査、それ5年ごとにしていますけれども、1回も人口を減らしたことがないという実績をつくっていると、そういう例もございます。これはよそでもいろいろありますが、そういったことで目標を設定して、スローガンを設定して、例えば交流人口が私は一番いいんだろうと思うんですが、そういったわかりやすい目標を設定して各部門で協力してもらおうと。もちろん町主導で結構ですし、行く行くは全体としては町民が主導でやっていく。ぜひそういう手法も取り入れていただけたらどうかということ、再度この件に関しては町長のご所見をお聞かせいただきたいと思えます。

町長（齋藤俊夫君）はい。当面は本格的な復旧、あるいはインフラ、都市整備の関連と、あるいは住居関連というふうなものにウエイトを置かざるを得ない状況にはございますが、やはり少しずつ大きな目標を設定をしながら、わかりやすい形で住民協働のまちづくりが目に見えた形で推進できるような、そういう方向を模索してまいりたいというふうに思っていますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい。当面復旧に力を入れるのは当然でございまして、ぜひともそれはお願いいたします。復旧は、私は復旧というものは行政が主体でやると、復興は町民が主体でやると、住民が主体でやると、基本的にはそのように考えております。別に復興は全部町民だというわけではございませんが、主体はそうだと。いわゆる、逆にいうと町民の意見をよく聞いて、復旧についてはとにかく堤防をつくる、あるいは住宅を整備する、道路を整備するというのはもう住民というよりは町主体で、もちろん住民の意見を聞いてですが、主体でやらなければならない部分、これは至急やらなければならない。ぜひ

そういったことで、復興に関してはぜひ町民と一体になって、町民の意向も聞きながら強力に町長のリーダーシップのもとで進めていただくようお願い申し上げます。

次に入ります。2番目の雇用と産業振興対策ということでございますが、先ほど失業保険切れ、あるいは求職者の町内の状態がわからないと、データがないということですが、データがないと次の手も打ちにくいのではないかと思うんですが、その辺を把握する方法というか、現状を把握する方法というのはないものかどうか。この前、集団移転でいろいろ各地区回って相談されたと思いますが、そういったときに失業状態とか就労状態とかというものを調査されたのかどうか、ちょっとお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の個別面談の中では職場での設問なり確認の場面というふうなものまでは至っておりません。

2番（岩佐哲也君）はい。なかなかそういう現状で大変だろうと思いますが、今後そういったことも把握できるような庁内の窓口といますか、体制を整えるというお考えはないかどうか、お尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい。例えば町に何か常設の職業紹介所的なものを設置するというふうな考え方もあるわけでございますが、これは今の復興計画の中では発展期においてそういうことを念頭に置いているわけでございますが、いずれ、先行している県内の市町村の運営状況などもちょっと研究した場面もあるわけでございますが、いろいろ運営について課題もあるようでございますので、今後の雇用状況も極力把握できるように努めながら常設の職業紹介所の設置なども検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい。今後検討するというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、震災前の、3年前ぐらいでしたか、私もちょっと市町村、正確なところ忘れましたが、矢祭町に行ったとき、町でハローワーク事業をやろうということで取り入れてやっているところがあると。あるいは、ハローワークに近いんですが、職業紹介を町でやろうと、ハローワークとは完全に違って、いわゆる職業紹介ですね。そういう市町村も福島県にありました。正確にどこか、ちょっと今調べたのをちょっと忘れまして大変失礼なんですけど、たまたまきのうも回覧回ってきましたけれども、先々週、ジョイントベンチャーの職業紹介の案内が回って来ましたね。あれは県も絡んでいるという事情で町で紹介したんだろうと思うんですが、あれはいろいろ意見はあろうと思うんですが、私は町民のために求職されている方に情報を提供するという意味においては、私は町でもっと積極的にああいう部分をやってもいいのではないかなと、そんな感じしますね。山元町内で今求人、求めているのは何社あるか調べましたらば40何社、人数が100人ちょっと。内容を調べてみますと、例えば病院の看護師さん、あるいは保健師さんとかそういう特殊な作業というか資格が要求されるんですね。これはこれで必要なことですが、そういった部分を窓口として、町民課かどこかわかりませんが、やるぐらいの担当者を配置してもいいのではないかなと思うんですが、そういう考えがおありかどうか、ちょっと確認、再度お願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。町として町内の求職なり求人の状況を把握しながら適切な情報提供に努めるべきではないかということでございますが、こういう震災後の大変不安定な生活環境にあるわけでございますので、努めてそういうふうな方向性、そういうふうな姿勢でもって対応していくことが大切なのかなというふうに思うわけでございますが、ご案

内のおり、今求職が傾向といたしましては減少して求人が増加していると。いわゆる本格的な復旧・復興が進む中でそういう状況が出ているわけですので、どこまで町として対応すべきなのか、これから少し検討しながら、できるだけ今ご提案のあった形がとれるような仕組みをちょっと考えてまいりたいなというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい。当面は先ほど町長からご説明いただきました、いわゆる瓦れき処理組合だとか除塩作業とかいろいろあろうと思うので、そちらの方で、あるいは町の臨時職員という形もあろうと思うので、そういったことでの町民の救済をぜひともよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次に中長期的になります。企業が誘致、最大の雇用の問題はやはり企業誘致であります。この企業誘致、過去5年、10年間、我が町での誘致数はどれぐらいあったのか。あるいは、その間に閉鎖してやめていった工場、事業所はどうか、その辺の現状の実態をちょっと、実情をご報告をお願いします。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。ただいまの数字の関係ですけれども、撤退、撤退というか何年か撤退したところは、大きなところですが、私の頭という数字であるのは2社、あと求人数については、新規に来られた企業というのは、この間、1つありましたので、大きいところで2社ですか、大体そのぐらいの数字になっています。ちょっと細かい数字までは追っておりませんので。

2番（岩佐哲也君）はい。この企業誘致というのはなかなか、他人資本に依存するところが多いものですから、なかなか大変だろうと思います。近隣市町村を調べてみますと、この2次産業の人口、例えば山元町とほとんど人口が同じぐらいの隣の丸森町を調べますと、2次産業の従事人口が丸森町は1,700人、大体平均ですね。最近の、ここ4、5年。山元町は1,300人。工業生産高、しばらくは190万円ぐらい山元町、丸森町は380万円、390万円近く、倍近くになります。ただ、最近、ここ2、3年はトヨタさんの関係の工場の頑張りもありまして山元町も約300万円ぐらいになっているということで丸森町と近づいてきているといいますか。ただ、残念なことには、残念と言っているかどうか、工場立地の条件がいいとは思いますが、山元町の方が隣の丸森町よりも。ところが、平成2年から逆転しまして、それまでは山元町がよかったんですね、ずっと調べてみますと。これは何か、逆転してしまったのは何かと。その上を、競争する必要はないんですが、一応参考に調べてみましたら、そういったことで残念ながら山元町の方が数字がいずれも低くなっているというのはなぜかと。これはひとえにやっぱり企業誘致に取り組む姿勢、結果がこういうことになっているのではないかなと。これは20年前、30年前からの結果がそこに来ているんだろうと思うんですね。きょう、あすの問題ではないんですが。そういったことも含めて、この企業誘致に対する取り組みを、もうちょっといろいろ方法を考えたらどうかと。そこで、山元町の人材もいろいろな、東京で商社に勤めておられて、定年になってこっちへ来られた方、あるいは大学の先生をやられていた方もいるし、企業戦士としていろいろ活躍されて、そういうノウハウも人脈も持っておられる方が山元町内にもたくさんおられるんですね。そういった方々にご協力いただいて企業誘致プロジェクトみたいなチームをつくるのか、そういうご協力を仰ぎながら町でも企業誘致に努めていくというお考えがないかどうか、お答えをお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。町内の人材ネットワークを活用した企業誘致ということでございます

が、先ほどご紹介させていただきましたメガソーラー関係の数社の動き、これも実は今ご指摘いただいたような形で町内の方の情報ネットワークの中でご紹介いただいた件も含まれているところがございます。町内には町外から定住された方も含めて多様な人材がいらっしゃると思いますので、ご提案のありましたような形で人材ネットワークを駆使した企業誘致を積極的に推進をしてみたいというふうに考えてございます。

2番（岩佐哲也君）はい。ただいまのメガソーラーの話が出たのでちょっとこの関連の質問をさせていただきますが、昨年、国の方で成長戦略21国家プロジェクトということで各自治体に国が募集しましたね。私も関心を持って調べていまして、第1次募集、第2次募集あったんですが、第1次募集で岩沼市が手を挙げて、これが採用になっていました。山元町、なぜ手を挙げないのかなと。第2次募集に手を挙げるのかなと思ったら、第2次募集も、手を挙げたかどうかわからないんですが、採用にならなかったのかどうか知りませんが、採用になったのは新地町が採用になったと。これは岩沼市の場合は環境未来都市構想ということで出されて、高齢化対策、環境高齢化対策に新たな雇用も含めた未来都市を創造するという、医療関係ですね、簡単に言うと。これが採用になって、いわゆる市の企業誘致と事業所誘致という解釈をしてもいいと思うんですが、そういったことで国の方が全額出資してやるという、そういった制度の活用というものが我が町は意外と少なかったというか、少ないのではなかったのか。これはなぜ手を挙げなかったのか、あるいは何か問題があったのか、その未来都市構想という、21国家プロジェクトで、その辺の背景をお聞かせいただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。町としてもエコタウンといいますか、あるいはスマートシティといいますか、環境に配慮した、あるいは自然エネルギーを活用したまちづくりを目指したいと、そういうふうなことで取り組んでいるわけでございますけれども、今回ご指摘の部分での対応がということについてはちょっといろいろな、この1年間の業務対応の中でちょっと対応し切れない部分があったのかなというふうに思いますが、県の方でも村井知事肝いりで県内のスマートシティ構想を県内の市町村が連携しながらやっていきたいというふうな話もございますので、そういうふうな中で町としても少しでも実現性のある取り組みができるように引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

2番（岩佐哲也君）はい。終わったことはいいとしまして、今後ともこういう国の方のいろいろなプロジェクトといいますか、いろいろな政策が出てくると思うので、これはひとつ見逃さずに、町のためになるようなものであればどんどん積極的に応募して、町の政策に反映させていただくという方向でお願いしたいと思います。

そこで、企業誘致についてもう1点、お伺いいたします。

土地の問題ですが、いわゆるこの計画にはインターチェンジ付近に集積すると、あるいは土取り場のところという計画があるんですが、これはどの程度進んでいるんでしょうか、用地ですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。町が予定している産業ゾーンの整備でございますが、土取り場につきましては、これネクスコが進めている常磐自動車道に対するいわゆる土の提供というふうな関係がまだ残ってございますので、その関係も見据えながら対応していかなくてはいけないというふうに考えてございます。ご案内のように、常磐自動車道、平成26年度を目指しての供用開始というふうになっておりますので、そのときも見据えて今後、

あの土地に企業誘致をしていきたいなというふうに思いますし、あるいは関連して山元インター周辺につきましても同様な形で進めていきたいというふうに思っているところでございますが、以前にもこの問題につきましても、土取り場のように、あらかじめ町として一定のいわゆる立地の適地を確保していく方法もございますし、あるいは必要の都度、企業の意向を踏まえた形での対応というふうな、二つに分けてこの企業誘致、土地の確保をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい。ここ2、3日のテレビや新聞の報道によりますと、工業団地を準備したところはほとんどもう埋まってしまっていると。東北3県、北は岩手県から南のいわき市あたりまで、ほとんど工業団地として今まであいていて苦労していたんだけれども、今回の震災に関連した企業進出、あるいはその作業のためにほとんどの部分がもう完売だと。名取市の西部工業団地もなくなって、さらに造成を考えているというような状況のようでございます。我が町でも企業誘致の環境整備という面からは、ある程度土地を確定して、その辺を整備するということが急務かなと思いますので、ぜひその辺は予定していた部分を早めて、そしてまたそれを対外的にPRすると。先ほどジョイントベンチャーの方をお願いしているということでございますが、ぜひとも早めて企業誘致をし、そして町内の雇用拡大につながるような、産業構造拡大につながるような施策をぜひとも進めていただきたいと思います。

この企業誘致についてももう1点だけ。宮城県の北の方は自動車関係でいろいろ活況を呈しているようでございますが、隣の相馬市にIHI石川島播磨が進出しているわけで、あそこは航空産業全部あそこに集積しようという方針が出ています。航空産業は非常にすそ野の広い、いわゆる1次下請、2次下請、3次下請と下請関係が非常に多いと聞いております。そういった部分も積極的に誘致すると、ターゲットをそこに絞って企業誘致をするということも1つの方策かなと思いますが、そのようなお考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。企業誘致の目標、あるいは対象業種につきましては、何でもいいというわけにはいかないというふうに思っております。前にもこの関係でお話ししていますのは、例えば工業用水が我が町には残念ながらないというふうなこともございますので、水を使う企業というのはちょっと厳しい状況にもあるというふうなことでございますので、やはり町の条件、持ち味を生かせるような、あるいは交通条件なども含めて町の優位性をアピールして、それを活用していただけるような企業に的を絞ってやる必要があるのかなというふうに考えてございます。

今、北部中核都市、北部工業団地ですか、こちらに自動車関係の企業の進出があるわけでございますけれども、そういう波及効果なども十分念頭に置いて、例えば土取り場の活用などもしていかななくてはいけないだろうというふうに考えておりますので、なるたけ雇用の増なり付加価値の高い企業の誘致を心がけてまいりたいなというふうに考えてございます。

議長（阿部均君）町長、企業誘致、2番の岩佐議員のIHIに焦点を絞ってはどうかというような質問がありますけれども、その辺の答えがまだ出ておりませんので答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。ですから、私の趣旨は、IHIというふうな特定の企業というふうなことはこの場でちょっと、特定するようなことはちょっと現段階では難しいというふうに思いますので、先ほど申し上げましたような方向性で当面は対応しなくてはいけない

のかなというふうも思いでございます。

2番（岩佐哲也君）はい。I H I と申し上げたのはあれでして、航空産業という部分、あるいはその中で精密機械とかそういった部分、精密部品とか、そういった部分の関連企業という意味でとらえていただければいいと。こんなに小さくても単価が何千万円とか非常に高い、何百万円と高いもの、飛行場を使って部品を取り寄せたりと非常に産業のすそ野が広い部分でございますので、そういったことも考えてはどうかということで1つの議題にさせていただきました。

次に進みますと、この雇用の問題に関係しまして、宮城病院を中心とした医療・介護関係のまちづくりをするんだということですが、宮城県の村井知事も特別養護老人ホーム、これ5年間で200床、県内に増設するんだと、つくるんだというような。聞きましたら、山元町は29床だというお話なんです、今現在特別養護老人ホームの待機老人も200人以上、山元町だけでも200人以上、県内では1万人待機老人がいるということですが、この29床というのはちょっと少な過ぎるんじゃないかなと思うんですが、もうちょっとふやすお考えがないかどうか。これは雇用にもつながってくると思います。社会福祉の問題でもありますけれども、高齢化の問題ではありますけれども雇用の問題でもありますので、その部分についてお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい。小規模多機能のいわゆるお年寄りのお世話をする施設の関係でございますが、これご案内のとおり、本来であれば坂元中学校の跡地を活用して、この平成23年度には完成する運びであったわけでございますが、残念ながら津波の関係で計画が流れてしまったという経緯があるわけでございますが、これ基本的に町の待機の状況なども見据え、あるいは全体の介護保険等の関係も勘案しながら計画的にやってまいりたいというふうなことで考えているわけでございます。その辺の少し具体的などころにつきましては担当課の方から少し補足をさせていただきたいというふうに思います。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい、議長。29床というふうなことについては、地域密着型福祉施設ということで、山元町の被保険者が優先的に入れる施設ということで29床を予定しておりました。

2番（岩佐哲也君）はい。29床というのは地域密着型、県で示している地域密着型が29床以下と、補助は1床当たり350万円と、その部分を活用してということだと思っておりますが、広域的に考えた方がいいのではないかと。交流人口をふやす、あるいは町の産業、あるいは町の雇用をふやすという意味では広域、いわゆる県では地域密着が29床ですが、広域は250床まで認めておりますね。1床当たり300万円の補助と。こういったものを活用して宮城病院を中核とした福祉施設、介護老人施設、いわゆる町だけではなくて、山元町内だけではなくて宮城県内から、あるいは県外からも呼び込むというぐらゐの施策があってもいいのではないかとということでこの問題を今取り上げさせていただきましたが、いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご提案のありました考え方も大変貴重な考え方であろうというふうに思いますので、町の人が利用しやすいことを基本にしながらも、先ほどの質問にもありましたような交流人口なり町の活性化というふうな広い視点で考えますと、そういうふうな考え方も大事でございますので、その辺を十分踏まえた今後の対応につなげていきたいなというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい。それでは、そういう検討をお願いすることにしまして、次のブランド

品についての質問をさせていただきます。

今、イチゴを盛んにやっております。非常にいいことで、これは大歓迎で、ぜひともイチゴの方は成功していただきたいと思うんですが、それに次ぐブランド品はどんなふうに考えておられるのか。例えば、たまたま隣の町で恐縮ですが、新地町はニラで今1億3,000万円販売なんですね。ニラ単品ですよ。もちろん特殊な幅広いニラということで何とか、名前ちょっとあれしましたが、何とかワイド、グレードワイドニラとかとちょっと特殊な種類ですが、これは町を挙げて今、数字を目標に入れると先ほど申しましたが、2億円を目指して頑張っているんですね。2億円を目指そうということでプロジェクトをつくって頑張っておられます。そういった方策を我が町でも取り組もうじやないかと。この前の、この中にも書いてありましたが、先ほど話もありましたが、イチジクを特産品にしようという、有識者会議でも出ていましたけれども、そのとおりに思うんですが、イチジクは今、先ほど7万トンと言いましたか、7トンですかね、新地町では70トン、今販売しております。イチジクアイスなんかも。ただ、これは問題がありまして、イチジクは寒いので糖度が上がらないと、十分に。我々は山元町内でも新品种のイチジクを、糖度の20度上がるイチジクをとということで今、2件の農家で定植して実験していただいています、何とか山元町のブランドにしようということで。今、このイチジクをとということですが、産業振興課ではどの程度このイチジクのブランド化を進めているんですか。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。イチジクのブランド化についてでございますが、先ほど町長が申しましたように、年間7トンということで始まっておりますけれども、昨年もありましたけれども、地元のイチジクを使って仙台の菓子メーカーとの技術の開発の提供とか、それでこのイチジクにつきましては、宮城県としての仙台振興事務所管内、亘理支所になるんですけれども、これが昨年までの2年間の、こちらの振興事務所内の普及ということで手をかけていただきまして、それで山元町のイチジクの作付が伸びているということで、本来であれば2年で終わるプロジェクトなんですけれども、そちらの方も町としてイチジクのブランドというものを目標にしていたものですから、あと2年、また延長してそちらのプロジェクトを進めてもらえるということなものですから、町としては、これは第3、第4の山元町のブランドとして持っていきたいなど。あと、議員言われました糖度の関係、これについても農協の専門的な担当者の方が農家との調整をして苗木等の作付をしているという現状でございます。

2番（岩佐哲也君）はい。そのブランドの育成に関してですが、またまた新地町のあれで、新地町ではブランド戦略事業部というのを役場内に設けて活発に活動されていますね。福島県の県知事賞の県民賞も、表彰も受けたということで、県庁に赴いて、福島県内ですが、県内の市町村にこう取り組んでいるんですよという講習までやっているという実績の、着々と進めている事例もあります。我が町でもぜひともブランド品をふやしていくということで検討いただきたいと思います。特に我が町では丸森町とは違って、丸森町というか、内陸と違って砂地の割に粘土質の黒土も含まれているという、非常にそういう意味では恵まれているんですね。ですから、その土地、土地に合った、土壌、土壌に合ったアイテムはふやせるはずなんですね。そういったよさを生かしていないというのが残念ながら我が町。このことはいいとして、これからぜひそういった部分を含めてブランド品をやったらどうかなど。例えば、砂地につくるのはイチゴは適するんでしょうけれ

ども、メロン類なんかも適地だろうし、イチジクは山奥の方が適地かもしれませんし、今、ブドウ、スチューベン、シャインマスカット、イチジクはいわゆるピワレソリエス、メロンはグレースメロンというのを試作、作付して町内でテスト生産しています。そういったグループもあります。あるいは、ナシはカオリという苗木を定植してテストで今生産してもらって……、真庭地区ですが、してもらったりもしています。そういった部分をぜひとも町でも取り上げて力を入れて、何もお金を出すとかそういう意味ではございません。取り上げて、そういった方の何とか、1人だけでは力になりませんので、5人、10人集めて、そのブランド化に進めるような施策をぜひとも産業振興課でもバックアップしていただきたいなど、そのように思います。

それから、それらを売るための販売ルートということで、食糧基地という形でぜひともそういったものを売る、あるいは1次産業でそういったもの、つくったものを加工する2次産業、それを売る3次産業、よく言う、町でも言っている6次産業、それをぜひともそういったものをやる場所といいますか、スペースといいますか、交流ゾーンといいますか、それをぜひとも生産と同時にそういった部分も、体制も整えていきたい。そうしなければいかんPRするか。イベントをしたり、あるいはPRするかというそういう専門の方は、そういったところに得意な方はそういった部分で協力いただければいい。ぜひともそういった部分を環境整備をしていただきたいなど。

農業は我が町にとっても、あるいは日本にとっても非常に重要な基幹産業であると思います。ここで再度、町長、この農業に取り組む、農業再生に取り組む我が町の、雇用の場にも拡大するわけですが、その取り組みの姿勢を、意気込みを町長にお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもいろいろお答えさせていただきましたように、町としての基幹産業である農業でございますので、これに全力投球しなくてはいけないというふうに思っておりますし、とりわけ生産性の高いイチゴを中心として町の、あるいは町の三大ブランドをもっともっと磨き上げていく必要があるのではないかなというふうに思っております。心配されておりましたホッキなんかにつきましても、先月の上旬の試験操業の中で津波に負けないでホッキが力強く生きていたと、生息していたというふうなことが確認されてございますので、そういうものなどもこの機会に、もう津波に負けないホッキというふうな形のアピールなども販売戦略としては大事なかなというふうに思っておりますし、復興計画にもございますように、交流拠点として農産物の直売所、あるいは加工施設も年次計画の中で整備を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、基幹産業の農業のさらなる振興・発展を立ち上げて進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい。ぜひ前向きで取り組んでいただきたいと思います。

次に、住居の問題についてでございますが、今被災された方が一番困っているのはやはり、そして一番すぐ、至急進めなければならないのはこの住居問題だろうと思います。後段で同僚議員の質問が出てくると思いますので、私はかぶらないと思われるような部分だけちょっと、ポイントだけお尋ねします。

1点は、1か月間にわたりまして集団移転の希望とございますか、実態調査をされたようでございますが、対象は2,733戸ですか、それで回収とございますか、アンケート

を渡したのは1, 715件。1, 018件がまだ未調査、3月中にはやるという先ほどお話しいただきましたが、これはアンケートとはいいながら、60パーセントアンケートとれば立派だという話とは違ひまして、全戸100パーセントとらなければ事情聴取といえますか、ならない種類のアンケートだと思うんですね。残りの1, 018戸、これを大至急やるべきだと思うんですが、これは考えようによっては、場合によってはアンケートに協力しないという部分もあるのかどうか。この1, 018戸というのはどういふふうに町としては、まだ未調査の1, 018戸というのはどんなふうにはとらえられているか、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の今後の住まいに関する個別面談の出足の関係でございますが、全体では確かに63パーセントということでございますが、いわゆる集団移転の対象になる災害危険区域の1種、2種だけで見ますと77パーセントと、約8割に近い状況がございます。残りの世帯、1種、2種だけでいえば、あと340世帯ぐらい残っている形になるわけでございますが、この件につきましては、1種、2種合わせまして担当課の方で、特に仮設住宅にお住まいの中で、まだ面談に足を運んでいただけない方がいらっしゃいますので、そういう方々に積極的な呼びかけをしております。お知らせをポスティングするとか、あるいは今回の日程の中で足を運ぶいとまがなかった方々につきましては別途日程調整をするなりとか、さまざまな対応をする中で、ぜひ対象になる方全体の方の意向を速やかに把握しながら集団移転なり具体の区画整理事業に早急に取り組んでいただけるように、さらに努力してまいりたいというふうに思っております。

2番（岩佐哲也君）はい。集団移転、A、B、C、D、4地区、地図で示されたA、B、C、D、4地区以外で例えばF、赤坂、I、戸花山、Gが瀧の山、Hが社台東という要望もあるというふうに聞いております。この前、仙台のシンポジウムに行ってきましたけれども、その中でもおっしゃってました。津波工学の権威の首藤先生ですか、あの東北大学名誉教授の、あの方が今までの過去の経験からおっしゃってました。いろいろ被災していると、どうしてももとの位置に戻りたいという人が必ずいると。当然です。この要望が強い。一方では、行政側は何とかコンパクトシティー、我が町ではコンパクトシティーにこだわり、一定の場所に何とかして協力してもらって移動したいと。必ず両方の意見があつて、なかなか集約というのは難しいと。しかしながら、やはり被災された地域の方の要望は最大限聞くべきだというような意見もありました。それで、両方話し合った上に、とことん話し合った上に中間的な部分で、ここでいえば、我が町でいえば瀧の山であるとか、戸花山とか、赤坂とかということになるんだろうと思いますが、そういった部分も十分話し合つて、町で想定した、当初想定したよりもまた別な部分も加えて市街地も形成しているという例が、大体はそういうふうに行っているよというふうな話も何か所かのシンポジウムでも、首藤先生初めおっしゃってましたが、我が町でも十分話し合つて、被災された方と話し合つて、いい結果につなげるといふことでのF、I、G、Hですか、もちろん被災された方の要望が当初とはまた変わっているかと思ひますが、その辺を十分検討して町の施策に反映させるということが大事かと思ひますが、その辺に関しまして町長のご所見をお伺いしたいと思ひます。

町長（齋藤俊夫君）はい。ただいまお話しいただいたように、これまでの復興に向けたまちづくりでは町が準備する3つの地区、これ以外にも赤坂近辺なり、中浜の鷺沼周辺とか、一

定の場所へのご要望も勘案しながらというふうなことで意向調査を進めてきたわけですが、今議員の方からご指摘いただいた場所への希望者が少のうございます。1つの地区で見ますと2件とか、多くても4世帯と、そういうふうな状況でございます。これ町の方としては、できるだけ今後の、先を見据えたまちづくりをする上での3地区への誘導というふうな施策も考えておりますので、そういうふうな部分についての一定のご理解もいただいた結果なのかなというふうな、そんな受け止め方もしているところでございます。そういうことで思ったより時間が経過する中では、その他のご指摘いただいた場所への希望者が少なかったというふうな状況にあるというふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい。町で考えている新市街地の内容にもよると思うんですね。恐らく町で市街地の中に例えば公設市場を設けますよとか、支所を設けますよとか、保育所、子供を預かるところを設けますよとか、いろいろなその内容が見えてくればくるほど恐らく町民の判断も違ってくるんだと思うんですね。新しい市街地形成の中身も早く打ち出していきたいと。その中で住民と話し合っ、お互いに満足、100パーセントまではいかないまでも、お互いに満足のいく、お互いと申しますか、住民の満足のいくような方向で進めたいと思います。

時間もあれしましたので、最後に危険区域の見直しと申しますか、防潮堤の見直しということで1つ質問させていただきます。

これも先ほどの首藤先生の話で、シンポジウムの中での話で恐縮なんですけど、名取市、塩竈市、岩沼市、あそこには貞山堀があったと。貞山堀が一種の堤防、高さでは低いあれなんですけど、いわゆる津波の緩衝材になったと。いわゆる7分から10分ぐらい津波が市街地へ押し寄せてくるのに効果があったと、遅れですね、それだけ助かった人が多いと。そういう意味では防災の1つの手法であると。たまたま、これはその前に新地町との議員懇談会の中で、新地町の復興計画の説明の中で感心していましたのは、いわゆる防災緑地の中にそういう受け皿をつくっているんですね。水の受け皿をつくっている。「自然学習の水辺」とかいう名称で、ちょっと今資料は持ってきていますけれども、いっぱいあるので、その中でいわゆるそういった溢流した、堤防を越えてきた水を一たん受け止めると。それで完全ではないんでしょうけれども、それによって、そこから町の方に来る水を、水の量をコントロールしていると同時に、もう1つは水圧のコントロールになっている。直接来るよりは一たん緩衝材で受けて、さらに流れてくるんだと思います。全然破壊力が違う、いわゆる家の壊れる度合いが違うということだろうと思いますが、そういった意味の防潮堤と言っているのか、防潮堀と言っているのかどうか分かりませんが、何と呼ぶか知りませんが、そういう緩衝材を設けるといっても大きな危険区域を縮小するということにもつながる、防潮堤の見直しということにもつながると思うんですが、そういうお考えがないかどうか。防災緑地の中に水を受ける沼というか、堤というか、堤防というか、堤防というのは堀というか、そういったものを設けてはどうかと。シンポジウムではそんなアドバイスを聞いてきたということで、町では取り上げる考えはないかどうか、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。防災緑地の整備を進める中で、1つはレクリエーションなりを意識した、あるいは交流人口を意識した多少の水辺空間というふうなものは念頭に置いている

ところでございますので、今後具体のその辺の検討なり調査を進める中で、どの規模まで今ご指摘のあったような形が可能なのかも含めて、ちょっと検討をさせていただければというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい。私は専門家でないので、どの程度の効果が出たかってわからないので、ぜひとも、今の町長のあれでは今後検討を進めてみたいということなので、大いに期待いたしたいと思います。

最後に、我が町の町長としてのリーダー、そして町民の夢と希望を守る、夢と希望を実現するのが町長の役割、我々は期待しているところでございます。この復興計画を着実に、しかもスピードを上げて実行すると、実現に向けての決意を、町長の決意を最後にお伺いしまして私の質問を終わりたいというふうに思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。新年度からは全国からの、各自治体からの人的な一定の支援もちょうだいできるというふうな中での組織機構を再編をしていくというようなことでございますので、私としては、そういう体制を強化する中で、大変な復興・復旧に向けた諸事業が待ち受けているわけでございますけれども、一日も早い復旧・復興をいたしませんと、この人口減少なり、あるいは今まで以上にぎわいのある、活力のあるまちづくりというのが難しくなってきますので、予定している計画に沿って復興事業が進められるように最大限の努力をしてみたいというふうに思いますので、ぜひ岩佐議員におかれましては引き続きのご理解とご支援をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）2番岩佐哲也君の質問を終わります。

---

議長（阿部 均君）ここで暫時休憩といたします。再開は11時40分といたします。

午前11時29分 休憩

---

午前11時40分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）5番竹内和彦君の質問を許します。竹内和彦君、登壇願います。

5番（竹内和彦君）はい。5番竹内和彦です。

それでは、この3月11日ということで東日本大震災から早くも丸1年ということになります。この1年間、町民の皆様には大変な思いで過ごされてこられたと思います。犠牲になられたご遺族、ご親族の方々には改めてお見舞い申し上げます。

さて、この1年、瓦れきの問題から始まりましてJRの問題、住まいの問題、そして放射能の問題と大変大きな問題が山積みでございます。今回は、瓦れき処理による環境問題と、それから被災された方の住まいの問題、この2つを取り上げて質問してみたいというふうに思います。

まず最初に、瓦れきの問題であります。山元町の瓦れき、当初53万トン、仮置き場への搬入はあらかじめ終了しております。しかしながら、2次処理といえますか、処理処分、これがこれから本格的に稼働するというところでございます。そして、この4月より山下第二小学校の東側に瓦れき処理プラント、これの焼却施設が稼働することになります。この放射性物質を含む可燃物、これを燃焼しますと放射性セシウムがなくなるのではなくて濃縮されるということがわかっております。そこで質問いたします。

まず、瓦れき処理の1つ目の質問でございますが、瓦れき焼却施設の稼働により周辺地域の環境問題、それと施設で働く作業員、地元の作業員が100名から150名携わるといことになりますので、その作業員の健康管理、どのように対策を講じるのか、伺います。

それから、2つ目の質問でございます。この焼却施設には有害物質を除去する高性能の装置、いわゆるバグフィルターというものが使われます。この装置、バグフィルターは有害物質と放射性セシウムをどこまで除去できるのか、お伺いいたします。

それから、瓦れきの3つ目の質問でございます。もし、この周辺地域に放射性物質、ダイオキシン等々の有害物質が測定結果、大変高くなつたと、異常値が測定されたというふうになった場合の対応の仕方、それをお伺いいたします。

それから、被災された方々の今後の住まいについて質問してまいります。

先般、住まいに関する意向調査というものが行われまして、結果の公表が3月2日に公表されております。先ほども同僚議員が触れておりましたけれども、この公表の結果、町の整備する新市街地への移転希望者、45パーセント、766世帯だそうです。そして、町外へ移転希望という方が17パーセント、296世帯、そして災害公営住宅に入りたいという方が29パーセント、497世帯であります。今回、この意向調査を受けたというか、意向調査の対象が2,733名であります。実際、この意向調査を受けたという方が1,715名でありますから未調査、このデータに含まれない世帯が1,018世帯、1,000世帯以上がこのデータには含まれていないということでございますので、その辺を踏まえて質問をしてまいりたいと思います。

被災された方が土地を取得して家を建てるというふうになりますと、少なくとも2,000万円からの資金を準備しなくてはなりません。自力で建てられるという方は、それは大変結構です。少数派ということではありますが。大半の方は住宅ローンということで銀行の窓口相談にあがるわけです。そうしますと実際問題、住宅ローンというのは大変厳しいと。なかなか住宅ローンの審査が通らないというのが実情であります。窓口に行きますと、勤務先はどちらですかと、一定以上の年収がなければいけませんと、そしてまた30代、40代と年齢的に若くないと借りられないということになります。50過ぎてから定年まであと5、6年ということで住宅ローンを組むといっても大変厳しいということでもあります。住宅ローンは20年、30年と長期で返済していくものですから、なかなかそういったいろいろな制限がありまして、実際問題、家を建てるというのは大変なことでもあります。結局は大半の方は災害公営住宅、これに入るしかないというか、選択せざるを得ないということになるわけでございます。よって、町でこれからつくります災害公営住宅、これの役割は大変大きなものになると思います。そこで質問いたします。

この災害公営住宅の第1期分として70戸の予算はもう確定したと思います。山下地区に50戸、そして坂元地区に20戸ということでございますが、この70戸の用地の取得、それについてどこまで地権者との話し合いが進んでいるのか、または暗礁に乗り上げているのかどうなのか、その辺をお伺いいたします。

それから、住まいについての2つ目の質問でございます。災害公営住宅の2期分の計画、70戸分では到底希望者は入れませんので、その第2期分として何百戸の計画があるのか、場所がどこになるのか、時期がいつになるのか、希望を持って待つわけですか

ら、そういったことがわかればその辺もよろしくお願ひしたいと思います。

それから、住まいに関しての3つ目の質問でございます。これは先ほども同僚の議員からちょっと話が出ておりました。集団移転の意向調査ということで、町の指定する新市街地ではなくて別の場所、つまり磯浜であれば社台ファームの東側の高台と、そして中浜地区であれば瀧の山、そして新浜、戸花地区の人たちは戸花山、そちらに集団移転を考えたいということは聞いておりました。しかし、今回の意向調査において、その意見はどの程度集約されたのか。また、その結果、集団移転先が新たにふえるのかどうか、その辺、伺いたいと思います。

以上、瓦れきの件について3点の質問、それから被災された方の今後の住まいについて3点の質問ということで、ご回答をよろしくお願ひします。

---

議長（阿部 均君）ここで暫時休憩といたします。再開は1時20分といたします。

午前11時50分 休憩

---

午後 1時20分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）竹内和彦君の質問に町長齋藤俊夫君、答弁願ひます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。竹内和彦議員のご質問にお答えをいたします。

大綱第1、焼却施設の周辺地域の環境保全についてですが、今回の震災で発生した災害廃棄物は通常時に山元町で排出されているごみの約140年分に相当する膨大な量であることから、その2次処理を県に委託したところであります。県がプロポーザル方式で選考した受注業者により現在、高瀬字浜砂地内に処理施設の建設が進められておるところでございます。この施設で進められる災害廃棄物の処理計画については、災害廃棄物の再利用、再資源化を最優先にリサイクル率を高め、焼却処分や埋め立て処分をする量を削減することとしております。木材はチップ化して今後、ゴルフ場コース内の敷き材や製板工場で再生品化し、コンクリートなどは粉砕をして今後、町内で実施される公共事業に利用する計画とされ、その作業に当たっては周辺環境や作業環境はもとより、地球環境の保全に配慮しながら処理を進めていくこととされております。

1点目の周辺地域の環境保全対策についてでございますが、2次仮置き場の瓦れき処分プラントが稼働することにより周辺の生活環境への影響も考えられることから、場内での低層型建設機械の使用、あるいは作業員に対する省燃費運転の徹底はもとより、焼却施設の運転により大気汚染や騒音、振動により被害が生じることのないよう施設稼働前の基礎調査を進めております。この調査結果をもとに施設の稼働後に周囲地域に環境被害をもたらすことのないよう引き続き環境への影響調査を実施し、周辺地域の環境保全に努めていく計画としております。また、作業員の健康管理についてですが、災害廃棄物の円滑な処理を推進するためには処理に携わる作業員の健康に配慮しなければならないことは言うまでもありません。受注業者においては破傷風の予防接種や年に2回の健康診断の実施、また粉じん、騒音が発生する環境での作業員への保護具の着用や空調設備の整った屋内での廃棄物選別作業の実施などを計画しており、作業員の健康被害防止のための対策をとるとともに安全衛生教育を徹底させる計画としております。

町といたしましては、地元被災者を積極的に雇用するよう県に対して要請した結果、事業者もその要望にこたえ、町内での作業員募集を進めております。また、町でも回覧板や町のホームページを活用して作業員の募集に協力していることから、作業員の安全や健康管理に関しては、なお一層の安全・衛生活動の徹底を申し入れてまいりたいと思います。

次に、2点目、有害物質の除去性能についてですが、現在建設が進められている焼却施設については煙突部分にバグフィルターという高性能の排出ガス処理装置を設置し、ダイオキシンなどの有害物質や放射性物質を空気中に放出せず、ほぼ100パーセント除去できるものであります。ダイオキシンなどの有害物質の発生を抑えるためには安定的に高温で燃焼させ続ける必要があることから、焼却炉に投入する前に焼却するごみ質を均一化するなどの準備作業や、廃棄物に付着した塩分がダイオキシン発生の要因ともなることから、投入前に廃棄物を水洗いして除塩するなどの対策が計画されております。また、放射性物質対策についても、主に放射性物質は廃棄物の表面に付着していることから、投入前に行う水洗いにより除塩の効果とあわせて廃棄物の放射性物質の濃度も低く抑えることができるとされております。このことから発生が危惧される有害物質及び放射性物質については焼却時に排ガスに含まれる微粒子の灰に吸着されるものですが、この灰はバグフィルターによってほぼ100パーセント除去されますことから、これらの物質が空気中に放出され周辺地域や生活環境に悪影響を及ぼすことは防止できるものと考えております。

次に、3点目、有害物質の測定結果が異常に高くなった場合の対応についてですが、焼却施設に設置されるバグフィルターは高性能な排ガスの処理装置ですが、その除去性能を損なわないため焼却炉の安全運転に努めることはもちろんのこと、バグフィルターの温度や圧力の管理を徹底することとしております。さらに、煙突内に有害物質や放射性物質が吸着した微粒子の灰が漏えいしていないかを連続的に測定するモニターにより24時間体制で監視が行われます。この連続モニターなどによる監視データやバグフィルターなどの設備状況に万が一異常が確認された場合には直ちに焼却炉の運転を停止して原因を調査するとともに、施設に不具合が認められた場合には補修等を行った後に焼却等の作業を再開することとなっております。

なお、施設での監視は24時間体制で行いますが、排ガス中に含まれるダイオキシンや放射性セシウムの濃度については定期的に測定を行い、また国や県が実施している周辺地域における騒音や振動などの生活環境の調査結果とあわせて測定結果を公表するなど、周辺地域の環境保全に万全を期し処理してまいります。

次に、大綱第2、被災された方の今後の住まいについての1点目、災害公営住宅第1期分の進捗状況等についてですが、災害公営住宅の建設は新山下駅周辺及び宮城病院周辺、新坂元駅周辺の3地区に整備することとしております。災害公営住宅整備の財源である復興交付金については、去る3月2日に第1回目の配分可能額が決定され、平成23年度分として4億円、平成24年度分として26億円がそれぞれ認められたところがあります。新山下駅周辺での事業化については、復興整備計画を県へ提出し、先月17日に山元町復興整備協議会で承認を受けたところであり、3月末の復興整備計画公表をもって農地転用等の手続のワンストップ処理が図られることとなります。また、今後の用地取得の状況でございますが、新山下駅周辺及び新坂元駅周辺の地権者とも整備計画

に関する同意はおおむね得ていることから、近日中に判明する不動産鑑定の評価により買収価格を決定し、順次地権者との用地交渉に臨んでまいります。今後、平成25年3月末の入居に向け鋭意取り組んでまいります。

次に、2点目の災害公営住宅の第2期分の計画についてですが、第2期以降の計画場所、戸数、時期につきましては、先般実施しました今後の住まい等に関する個別面談の結果を踏まえながら、今後実施していく防災集団移転促進事業や土地区画整理事業と調整しながら整備してまいります。

次に、3点目、町指定以外の集団移転先についてですが、集団移転先につきましては、コンパクトで質の高い中心市街地を形成するという復興まちづくりの基本方向に基づき新山下駅周辺、新坂元駅周辺、宮城病院周辺の3つの地区に移転を促していくこととしております。しかしながら、住まいの近くに移転したいという要望もあったことから、50戸以上の集落の形成が見込まれる場合に限り、町が指定する団地以外の笠野の赤坂地区や中浜の瀧地区などの統制についても検討することとし、住民に説明してきたところであります。また、3地区以外での集団移転では災害公営住宅の建設は行わないため、移転終了後の住民の新規流入が見込めないことから近い将来の限界集落化が懸念されるなどの課題もあると説明してきております。

今回の調査結果の中では希望する集団移転先も確認しており、現在集計作業をしているところですが、町が指定する団地以外では1か所当たりの意向が数件にとどまっております。町が目指すコンパクトで質の高い市街地を形成するという基本方向が、ある程度理解されているものと考えております。今回調査未実施の方についても調査を行ってまいります。現段階では3地区以外での開発の可能性は低いと考えております。以上でございます。

5番（竹内和彦君）はい。それでは、個別の案件で質問したいと思います。

瓦れき処理の件で質問いたします。有害物質の測定結果というものはどのように公開されるのか。町民にわかりやすく公開していただけるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。放射能の測定結果の対応でございますが、ご案内のように、現在、一般的な放射能の測定結果については、23か所について町のホームページを通じて公表しているところでございますが、それに準じた形で、先ほどご説明したような対等が今後予定されておりますので、速やかな対応をホームページなり、あるいは町の広報なりを活用しながらタイムリーな形で公表できるように努めてまいりたいというふうに思います。

5番（竹内和彦君）はい。それから、瓦れきの処理の件でもう1点、質問いたします。

なるべく瓦れきの焼却量、これを減らして再現化すると、再利用できるものは再利用するというふうな流れになってきていますので、大変このことは重要と思われまますので、今回のこの処理についてはリサイクル率は何パーセントであるか、お伺いいたします。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。プロポーザルによる県の計画の中では46パーセントリサイクルするという方向で進めております。以上でございます。

5番（竹内和彦君）はい。焼却した後の焼却灰、これ最終的にはどこで、どういうふうに処理するのか、その辺をお伺いします。埋めるのか、海に流すのか、どこかよそへ持っていったり処理するのか、また持っていき先が決まっているのかどうか、その辺をお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。焼却灰の処分方法についてお答えをいたします。可燃物については焼却処理をした場合に放射性セシウムの濃度が焼却灰に濃縮され基準値を超える可能性もあることから、今後処理を進めるに当たり、先ほどもちょっと触れましたけれども、焼却前に廃棄物を洗浄する、あるいは焼却炉に排ガス処理装置を設置し、排煙処理を行うなどの対策を行うわけでございますが、焼却灰の処分については、放射性物質の濃度を測定し、国が示している基準値を下回っている場合には受注業者の選定した事業者が所有する仙台市内及び山形県米沢市内の最終処分場に搬送し、埋め立て処分されると。そしてまた基準を上回る場合には、環境省の焼却灰等の処分方法に関する指針に準拠した最終処分場に排出されることとなります。なお、この基準を上回った場合は、搬出されるまでの間、外部への流出、あるいはその飛散を防止するため、セメント固化し、ドラムカンに詰め、場内において保管することとなります。以上でございます。

5 番（竹内和彦君）はい。先ほど瓦れきを焼却する前に水洗いをすると、そして焼却するというように、そういう説明を受けましたが、水洗いした場合は、その水に含まれた放射能はどのようなふうになるのでしょうか。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。水洗いする目的としては、先ほど町長、答弁で答えたように、ダイオキシンの抑制のための塩分の除去と、あとは瓦れきに付着しております放射性物質を洗い流すというようなことでの水洗いということでございます。水洗いしたものに付きましては、ろ過装置を通しまして、その浮遊物を沈殿させ、沈殿させたものを取り除いて固形化して保管をするというような処理の方法になってございます。以上でございます。

5 番（竹内和彦君）はい。それでは、住まいに関して1点、質問したいと思います。

災害公営住宅、これは450戸なのか、500戸ぐらいになるのか、その辺はおわかりでしたら数字的に災害公営住宅の建設戸数、おわかりでしたら正確な数字をお願いしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。これまでの意向調査、11月にまとめた意向調査の中では、おおむね500戸程度というふうな受け止め方をしてきたわけでございますけれども、今回の個別面談の状況、先ほどご紹介申し上げた全体としての進捗率に、さらに調査を進めることを仮定とした場合、恐らく650戸程度の必要性が出てくるのかなというふうに推定しているところでございます。

5 番（竹内和彦君）はい。先般、意向調査ということで大分公営住宅に希望される方が多いと。497世帯という数字が出ておりますが、今の町長の答弁で650戸ぐらいまでふやす余地があるというふうなことで大変安心しました。先ほども申し上げましたが、自力で家を建てるという方が大変厳しいということで、結局は災害公営住宅に入ることになりますので、その災害公営住宅が不足であれば、結局、入れない方は町外に出てしまうということになりかねません。そういうわけで、今回、650戸ぐらいふやせる余地があるということですので、その辺はしっかり受け止めていきたいと思っております。

最後になりますが、今回、放射能とか汚染物質というのは特に目に見えないというふうなことで、疑い出したらもう切りがないということで、やはりそれは信頼関係というものは大変重要になってまいります。まず町民との信頼関係を保つという意味でも、この有害物質の汚染状況を常に測定して、そしてその結果を公表して、異常値が出れば速やかに焼却炉、その施設の稼働を停止して、そして原因を究明するということが大変大

事でございますので、先ほどそういう答弁をいただきましたので、有害物質の測定をしっかりとお願いしまして、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。（「答弁はどうしますか」の声あり）結構です。

議長（阿部 均君）5番竹内和彦君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）4番菊地八朗君の質問を許します。菊地八朗君 登壇願います。

4番（菊地八朗君）はい。それでは、私は本定例議会におきまして、まず仮設住宅環境について。

1件目としまして、インフルエンザ罹病した場合の対策をどのように考えておられるのか。2件目としまして、仮設住宅の追いき機能のないふろに対し町独自の改善対策は考えられないか。

第2点目として、財政シミュレーションについて。災害支援策のある期間はよしとしても、その後の人件費を考慮した財政シミュレーションを示すべきではないかと考えておりますが、職員増員を踏まえた、そして今後の対応についたときのやはり町長の所見をここで伺いたいと思います。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。菊地八朗議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、仮設住宅環境についての1点目、インフルエンザ罹病対策についてですが、現在、県が発令するインフルエンザ警報が昨年末から継続されております。山元町を管轄する塩釜保健所管内での発症状況は、2月に入ってから指定医療機関からのインフルエンザの患者報告数が発令基準を超える、1週間当たりの患者数30名を超え続けている状況であります。本町においても2月下旬ごろから町内各小中学校の学級閉鎖が実施されてきている状況でもありますので、引き続き予防対策の徹底と早期の医療機関への受診勧奨を進めているところであります。

仮設住宅におけるインフルエンザ対策としては、感染予防のため昨年の12月に消毒用のハンドジェルやマスクを各世帯に配布し、さらに2月にも再度、マスクの配布を行い予防対策の強化を図っております。また、町全体の予防対策としても、重症化予防のためのインフルエンザ予防接種事業の実施を関係医療機関と連携を図りながら、その周知及び実施に努めているところであります。

インフルエンザの蔓延を防ぐためには手洗いやマスク着用の励行、あるいは部屋の換気や十分な加湿などのインフルエンザ予防対策の徹底に協力をいただく必要があるとともに、インフルエンザが発症した場合の対策としては、症状の重症化を避けるため早目の医療機関への受診を勧奨するなど、生活支援相談員や関係医療機関との連携を密にし、引き続き対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、2点目の追いき機能のないふろの町独自の改善対応についてですが、県内の応急仮設住宅戸数は2万2,095戸ございます。そのうち一部のメーカーでは標準仕様として追いき機能のついた住宅しか提供できず、その戸数は782戸あります。本町におきましては1,030戸の仮設住宅中、106戸が追いき機能のついた仮設住宅となっております。この追いき機能については、仮設住宅の標準仕様とされていないことから、町といたしましては早い段階から国や県に問題提起してきたところであります。ことしに入ってから県内の被災地を訪れた厚生労働省の辻副大臣、あるいは復興庁の宮城復興局等担当の郡和子復興大臣政務官に直接、この仮設住宅への追いき機

能の追加要望について行ってまいりました。また、1月に大河原町で開催された県南サミット、これは名亙地区2市2町、仙南地区2市7町の首長で構成する場面でございますが、この席上、村井知事を招いての意見交換の際にも追いただき機能のないふろの改善対応について、みずからの仮設入居の経験を踏まえ、要望したところであります。

こうした中で宮城県では、県内の追いただき機能のない仮設住宅すべてに追いただき機能を整備した場合、約80億円の追加費用を要すると言っておりますし、また一般の民間賃貸住宅での普及状況も勘案する必要があるとしております。また、厚生労働省では、これから追いただき機能を追加するに当たっては湯沸かし器等の交換が必要となり、既に設置されている湯沸かし器の廃棄や大がかりな改修工事も要すること、さらに追いただき機能を代替する商品についても限られた企業での生産であるため必要台数を確保することが困難であることや、基本的に保湿器としての機能にとどまり、追いただきとしての機能が十分でないとの課題もあるとの認識であります。国では今回の東日本大震災での経験を生かしつつ、今後、一般の民間賃貸住宅での普及状況も踏まえながら、おふろの追いただき機能の取り扱いも含む応急仮設住宅の仕様について十分検討していきたいとの考えであります。こうした状況から応急仮設住宅に新たにおふろの追いただき機能を設置することや、それに代替する機能を設置することは難しいものと考えております。

次に、大綱第2、人件費を考慮した財政シミュレーションのお尋ねであります。今後の財政シミュレーションについては、先にご可決いただきました山元町震災復興計画に基づき、基本構想を具現化するための行動計画を現在作成中であり、またそれぞれの計画事業費は計画や実施計画を策定して初めて確定するものでありますことから、現段階においてお示しすることができない状況であります。しかしながら、大まかな財源確保について申し上げます、震災復興交付金事業で実施可能な事業については国の財源措置により財源調達に一定の目途がついているところであります。これ以外の町単独事業につきましては、現段階では実施年度が未確定な事業がありますが、必ず実施すべき事業については、町税収入減など厳しい一般財源の状況が続く中ではありますが、経常経費との調整等により財源手当てをしてまいりたいと考えております。

なお、人件費、すなわち職員採用に当たりましては、町の復旧・復興後の行政需要も見据えながら長期的な視点でとらえる必要があると判断しております。復興までの一定期間の行政需要に限定した目先の判断では職員間のバランスや組織にゆがみが生じますので、人事行政に大きな混乱を来さないように、将来にわたり義務的経費としての町の財政を圧迫しないように留意してまいりたいというふうに思っています。このようなことから震災復興交付金事業計画に基づく本格的な復旧・復興に係る事務量の増大に対応するためのマンパワーの確保に当たっては、極力総務省や国土交通省を通じた他自治体からの支援による自治法派遣職員や任期付職員の採用をもって補うものであります。これらの人件費については震災復興特別交付税にて全額措置されることから、町の財政に過大な負担となるものでないと認識しております。以上でございます。

4番（菊地八朗君）はい。まず、2回目の質問としまして、まずインフルエンザ、仮設住宅ということは、今町長から答弁もらったこのインフルエンザ対応では通常値と大して変わっていない。まず、そこで仮設住宅内のインフルエンザ、仮設住宅に65歳以上の入居者は大体何名おられますか。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。現在の仮設住宅内における65歳以上の人数でございます。

ますけれども、840名ぐらいと押さえております。

4番（菊地八朗君）はい。では、840名で、その予防接種受診率は大体どれくらいになりますか。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい。65歳以上の方のインフルエンザの予防接種の受診率でございますが、仮設住宅内でのちょっと人数は把握しておりませんが、山元町全体での人数でご報告させていただきます。対象者、約4,400名ございますけれども、予防接種の受診者数は2,200名、約50パーセントの方、半数の方が現在受診しております。以上でございます。

4番（菊地八朗君）はい。全体としても、やっぱり仮設住宅に入居しているのが町民の3分の2ということですから約50パーセントとしても、そういうとらえ方して、やはりあと50パーセントは予防接種もしている。今、最初の答弁であったように、小学校でも仮設住宅とは限らなくても学級閉鎖をする。ここで仮設住宅の例えば老人であっても、何で高齢化の率を今聞いたかということ、高齢者の罹病した場合は特に高熱とか当然心配だから、一応そういうことで50パーセントの人はある程度予防接種もしている。しかし、そこで子供といい、仮設住宅の環境は、町長も仮設住宅に入居しておられるからその環境状態というのは把握できると思うんですが、1人が罹病して、感染して、そうした場合の対応、これはどのように一応、どのように、例えば新たな隔離施設というか、この庁舎を設けるか、部屋を設けておくとか、そういうことでどういう対策を考えておられるか、お伺いいたします。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい。インフルエンザに感染した場合に、仮設住宅内で感染した場合、隔離というふうなことでございますけれども、隔離した場合、常時患者さんの監視とかなんかというふうなこともございますので、仮設住宅の空き部屋なんかを隔離病棟みたいな形で利用するというふうなことは常時、インフルエンザにかかって重病化するというふうなことも心配でございますので、ちょっとその辺の隔離というふうなことは今のところ改めて考えておりません。以上でございます。

4番（菊地八朗君）はい。今、本当に明快な答えて、考えていないということで、私も実はインフルエンザ、これ罹病したんですけれども、そのとき仮設住宅の家族構成もありますけれども、こういう場合は本当にどこに行っていかわからない。私の場合は車に放置されましたから、はっきり言って、うつるからあなたは車で寝なさいと、1週間ずっと。そういう対応をしたのに、高齢化の人はそういうわけにはいかない。何らかの対策が必要だと思います。そこで提案なんですけれども、町長、地域にある宮城病院というのが非常に大事な病院——きたわけです。ほかに、やはり宮城病院との連携を被災前から言っている。地域の医療関係と宮城病院との連携を密にして、そのような対策をどのように考えますかということは何度も言っていますけれども、町長、今後の考え方として町長の所見を伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたします。インフルエンザの感染経路は接触感染、あるいは飛沫感染ということで人から人に広がっていくために、その蔓延予防についてはやっぱり罹患した者を隔離することで解決するものではありません。そういう中で年齢に限定して隔離病棟とか隔離病室の事前確保ということについては、医療保険負担なり費用の面において具体の実施に至るまでは、ちょっといろいろハードルがあるのかなというふうに思っております。

4番（菊地八朗君）はい。今回はインフルエンザを取り上げましたけれども、けれども本当にこういう、今住居環境を考えたときはそういう点、例えば住宅内で単なるインフルエンザだったら本当に空き部屋1つ、必ず住宅内に1戸は必ず、1戸から2戸はとっておくと、そういう対策の進め方、そしてそのときの対応策、やはり、でも病気は必ず病院が必要なんです。先生の許可を——にしても。ですから、病院との、地域病院とやはり連携、これがもっとも必要とされるんですが、さらなる町長の考えを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。宮城病院は我が町にとって大変大きな医療資源でございますので、これについては、これまでもそうございましたけれども、引き続き連携を密にしながら、さまざまな面で緊密な連携が図れるような対応を講じていく必要があるというふうに思っておりますので、そうした方向で今後とも対応させていただきたいというふうに思います。

4番（菊地八朗君）はい。それでは、今、今後の対策を期待しながら次に移ります。

仮設住宅のふろの追いだき機能、この件についてですが、町長も同じ仮設住宅、今、最初の回答書にありましたように、給湯器の取りかえから何から大変ですよと。たしか県では80億円、山元町の仮設住宅では追いたき機能があるのは106戸の対応だと。106戸に対して、もうふろの追いだき機能と一々、シャワー出してみたけれども、さっぱり冷たくて途中でぱっと消えたり、こういう状況はみんな町民から聞いている。仮設住宅の住民からも聞いておられると思いますので、ただ、この100戸に対してやはり追いだき機能あるなしでは水道料金にも反映してくるし、すべて町民負担の部分が大きいので、やはり106戸のない仮設住宅、ふろの対策には町としても何らかの支援策を考えてみてやってもいいのではないかと。いろいろ冬対策、冬場対策、仮設住宅においては本当にいろいろ対応していただきましたけれども、一番の問題のこの追いだき機能、これに関して町長、もう少し町独自の支援対策はないですか、考えを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。私も個人的には追いだき機能があれば大変助かるというふうな思いは強いものがあるわけでございますけれども、先ほど県全体の事例で80億円ぐらいの追加費用を要するというところでございますが、仮に町の既に標準仕様でついている106戸を除いた戸数に対しまして追加的な追いだき機能の整備というふうなことになりますと相当の経費負担、費用負担というふうなこともなりますし、先ほどのご説明と重複しますが、やはり民間賃貸扱いの仮設にお入りになっている方々もいらっしゃる、そういう方々は必ずしも追いだき機能がついていない民間賃貸を利用されているというようなこともございますので、なかなか町単独でこれに対応するというのは難しいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

4番（菊地八朗君）はい。質問を私がちょっと勘違いしたという形もありまして、2,090戸のうち106戸があるということで、ほかがないということで——80億円のうちの何億、費用も大変だということは理解できましたけれども、あるメーカーで例えば基本的にお湯だけ温めるとかそういう機能も、昔はやった24時間ぶろとか、そういうものの対応もやはり考える。そういう面では給湯器は取りかえるわけでもないし、電気料というかそういう、それが約、幾らするか、いろいろメーカーによっても違うようなあれもあるんですけれども、それにかわったやはり全体の、ふろがま全部、ふろ一式取りかえるのではなくて、そこにやはり追いだき機能がない、その代用品というか、そのとき

のその部分の不足する部分の支援という形で、例えば24時間ぶろの分の何パーセントかを町で、やはり町単で、町独自でそうして、その追いだき機能のない——利用、それに対する支援という形は考えられませんか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、新たなご提案をいただいたわけですが、新たな提案も含めまして、多分先ほど厚生労働省の考え方を説明した中に入っている考え方と今のご提案、共通する部分があるんだろうというふうに思いますが、いわゆる追いだき機能を代替する商品、これでの対応ということだろうというふうに思いますが、これも多分に限られた一部企業での生産というふうなことになりますので、必要な台数の確保というふうな点でもなかなか困難な点があるのではないかなというふうに思うわけですが。大変申しわけないんですが、それぞれのご家庭での個々の対応なり努力の中でこの問題は何とか解決していただければなというふうに思う次第でございます。よろしくお願いいたします。

4番（菊地八朗君）はい。——というのは取り上げましたけれども、仮設住宅に今から復興計画、前期、後期合わせて8年、そして新たな住宅に移るまでは約、そういう期間かかるわけで、その間の一番の問題は仮設住宅で今何ですかと言ったときに、町民から、住宅の入居者から出たとき、ふろというのは当分出ている。このふろはずっとつきまとう問題なんですよ、町長。だったら、料金でとかそういうものに対応できないかと。その仮設住宅の中で追いだき機能があるかないかで町民が一番負担する。だったら水道料、それも冬季間とかその時期でもいい、立米、1トン当たりに対して何ぼの支援とか、そういう対策も何かの——長いスパンで考えるんですからね、町長、入居者は出るまでかかるこの負担だから、もう少し何らかのやっぱり手当ては考えてはいかがでしょうかね、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい。仮設住宅の寒さ対策につきましては、追いだき機能以外のものについては一定程度対応させていただく中で、ある時点から比べますと相当寒さ対策の講じられた中で向上する部分があったわけですが、すべての面に対応することになりますと、これ民間賃貸にお入りになっている人だけではなくて、やはり一般の町民の方でも必ずしも各世帯が保温機能を有しているふろを備えつけているわけでないという状況もございますので、やはりそこはそういうことも勘案しながら、この問題についてぜひご理解を賜りたいなというふうに思います。

4番（菊地八朗君）はい。何しろ、とにかく仮設住宅の期間と想像するだけでも長い期間だと思うので、その中で一番の問題は、追いだき機能のふろがないというのがやっぱり問題点とされているので、やはり今すぐどうこうでなくとも、これ町長、何とか今後——ということで検討してくれということなんだけれども、やはり町としても住宅の、長い長いスパンの仮設住宅入居を考えると、ふろの問題というのは当然一番最初に挙がっている問題でもありますので、ぜひ前向きに、私も24時間ぶろを入れましたが、本当にいいものです。ですから、そういう対策もいろいろ考えまして、やはり長期的な、やっぱりいますぐとは言わないけれども、やはり検討していただきたいと、再度町長のお答えをいただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。寒さ対策、あるいはその中の追いだき機能の整備、被災者の立場に寄り添うような支援のあり方というものは非常に大切な姿勢、スタンスだろうというふうに思いますが、やはり一方では、被災後、1年経過する中で、町内でも仮設住宅に対する一定の支援というものに対していろいろな声もあるわけですので、ぜひその

辺も勘案していただく中で、この問題についてのご理解を賜りたいというふうに思います。

4番（菊地八朗君）はい。さらなる期待をいたしまして、次の質問に移ります。

財政シミュレーションということで町長から最初に1回目の答弁をいただきました。ただし、総務省等で災害復興計画の——、この期間はいい。しかし、ゼロになる場合だって、例えば復興計画からして100パーセント、前期4年、後期4年でこのマンパワー不足で私も大いにスピード感を持って復興・復旧に当たるという点では大いに理解する。しかし、そこの残り、必ず全部ができるわけではないし、そのときこの人件費というの、町税の収入もどうしても減少していく、そういうことを考えたとき、やはり幾ら総務省で今回の事業計画でリクエストしても半分以下という

来年は、本当は100パーセント、総務省から人事費対して、人件費に対してあるかというのと、これも、はい、必ずあるんだという100パーセントの保証はない。ですから、財政シミュレーション、最悪の場合のシミュレーションをやはりとっておくべきでないかということで一応町長、再度確認いたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の大震災の教訓としても、想定外というふうなことも含めた危機意識を持って対応するというのが防災のみでなく、財政運営面でも求められる姿勢、対応だというふうに思うわけでございます。そういう中で、ご案内のように、今回のこの東日本大震災の復旧・復興の費用等、あるいはその財源の関係については、国の方では当面の集中復興期間ということで、平成23年度から平成24年度までのこの5か年間、これについてはご案内の手厚い支援、補助率含めて19兆円という大きな財源確保を前提とした対応を今、してもらっているという状況でございます。少なくともこの期間中については、今ご指摘のあった人件費等についても連動する形でご支援いただけるものというふうに理解しておりますし、問題は、この5か年が過ぎた後の国の方の復旧費用等の財源の確保というふうなことが我々としても大変気になるところではございます。そういう全体の国の支援スキームを念頭に置きながら具体的に町の職員の採用、確保というふうな点にも十分配慮していかなければいけないというふうに思っております。そういう意味で、先ほどお答えいたしましたように、今回、復興期間で膨大な事務事業が発生するからといって軽々に町職員の増員を図るということではなくて、その辺は全体的な組織の年齢構成なり、将来のことを勘案した中での組織の整備ということをやりたいと。可能な限り国の方からの支援の対象になる、治法派遣による職員の確保と、こういうふうなことで何とかこの難局を乗り切っていきたいなというふうに思っているところでございますので、そういう形で財政運営をすれば、先ほどもお話ししたように、そう大きな町としての負担、将来への懸念というものは少ない中で対応できるのではないかなというふうに思っているところでございます。

4番（菊地八朗君）はい。本当に大事なものは国の方からの支援の対象になる人員ということで。それで、短期職員と長期職員というのが、短期は何年、長期は何年、まず改めて。職員の中で短期職員と長期職員ありますよね。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。現段階で見込んでおります派遣職員の総数員につきましては38名ほどというようなことでございます。この内訳ですが、長期が36名、短期が2名……、大変失礼いたしました。この場合における短期、長期のとらえでございますが、長期の部分については1年間、短期の部分については3か月であったり半年であったり

というようなことで、必ずしも短期の期間は一定しないというふうなことでございます。

4 番（菊地八朗君）はい。ですから、そういうふうにしたとき、国からの支援対象になる人員、そして5年後、そのスパン過ぎたときどういうふうに、ここでは人、とにかくマンパワー必要だというのはわかるんですよ。その後、その人たち、例えば長期の人、じゃあねというわけにはいかないわけです。そして、また残った人の、残っても増員が必要なわけですね。完全な100パーセントというか復興・復旧、それを目指すためには本当に8年で終わるかという、私はちょっと残る部分があるでしょう。そういう思いをしながら、やはりここに対しては人件費のシミュレーションも、最悪の、今は大丈夫だと言っているけれども、本当にそのときの町税の減収から何からあると思うので、その点に対して本当に必要なやはりシミュレーションを町民にもある程度示すべきだと思うんですが、町長、もう一度お願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。このマンパワーの確保の考え方、もう少し補足させていただきますと、今総務課長からお話し申し上げましたとおり、平成24年度は年間通じての方、あるいは数か月単位で交代して、その自治体としておおむね1年間、人はかわりますけれども交代で応援してくださると、そういう組み合わせの中でということでございますが、問題は、ご質疑にもありましたように、じゃ平成25年度、平成26年度と集中的に復興に取り組まなくてはいけない場面で継続した形で自治法派遣による職員をどれほど確保できるかということがかぎになるんだろうというふうに思いますが、これはいろいろな形で全国の自治体をお願いする中で、何とか平成24年度まで各、全国の自治体、交代する中でご支援賜るようになんかさまざまな形をお願いをしていかななくてはならないというふうに思っております。基本的には、そのことを前提としてこのマンパワーの確保をして、その集中期間であってもいたずらに、いたずらにといいますか、必要以上に町のプロパー職員をふやして将来の負担増につながるような、そういうことはできるだけ回避していかなければいけないと、回避していきたいと、そういうふうなことでこの難局を乗り切っていきたいというふうに考えているところでございます。

4 番（菊地八朗君）はい。やはり一日も早いスピード感を持った復旧・復興に向けて、そしてやはり財政健全化を念頭に置いて、そういう意味で町長、今、町税もなかなか期待できない状況にあるときに、高齢化の助成の就労の場というときは特に、先ほど同僚議員からも跡地利用というか、私も前から何度かは一応指摘というか、要望したことがあるんですけども、ここの高速のインターの開通、そして角田線のトンネルの開通、そうしたときに平成26年で今度常磐高速道が終わって土取り場跡地、あそこにやはり本当に山元町、今企業誘致という展開で同僚議員からの質問に町長答えていましたが、企業誘致という考えを示しています。逆に、あそこに、塩竈市でだめになった、岩沼市で放棄した場外馬券場、場外発券場、そういう施設を入れて就労というか、人を呼び込むんです。そこには、そういうものを建設したら税収というかそういうものが上がって、そしてあの環境で働けるお母さん方というか、高齢化のお母さんの職業の場、就労の場もふえる、そういうものも検討してみてもどうですかと、町長、あえて提案します。そうすると、ある自治体では保育所の運営まで賄っている。（「質問は通告に従って余り外れないようお願いいたします」の声あり）ですから、町長、そういうものを、そういう企業誘致も、企業というか、そういう誘致も検討の中に置いておく考えはないですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ただいまのご質問は、厳しい財政運営を迫られる中で、あらゆる手だ

てを講じて歳入の確保に努めるべきだろうというふうな1つのケースをお話しいただいたわけでございますけれども、今後、先ほど紹介いたしました県有地の対応を含めましてどういう形で町の、より歳入増につながるような施策なり対応ができるのか、議会の皆様方のご意見もちょうだいしながら、町として必要なものは積極的に検討、対応してまいりたいと。そういう中で少しでも将来に向けての体制の健全化が保てるような、そういう努力をしてまいりたいというふうに思います。

4番（菊地八朗君）はい。改めてこの件については場を変えて山元町財産、それから土地利用という面で意見を述べさせていただきますけれども、一応私の提案としまして、町長、やはり収入を得て、交流の場といろいろな手法はあると思いますので、ぜひ検討をお願いするということで私の質問を終わります。

議長（阿部 均君）4番菊地八朗君の質問を終わります。

---

議長（阿部 均君）ここで暫時といたします。再開は2時35分とします。

午後 2時24分 休憩

---

午後 2時35分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）8番佐藤智之君の質問を許します。佐藤智之君、登壇願います。

8番（佐藤智之君）はい、議長。8番佐藤智之です。私は平成24年第1回議会定例会におきまして、初めに、昨年3月11日の東日本大震災からはや1年を迎えますが、改めてこの間、町民の皆様初め全国の各関係機関、またボランティア団体等の皆様方の温かいご協力、ご支援によりまして復旧が進み、これから本格的復興へと最も大事なときを迎えることができますこと、厚く御礼を申し上げます。

それでは、これより次の2点について町長に一般質問をいたします。

その第1点目は、公営住宅等、住まいに関する今後のスケジュールについてであります。

先日、議会に報告されました今後の住まいに関する個別面談の状況報告の中から、①もとの場所で修繕、新築の件数が昨年8月、9月の調査で586件が今回は316件に、また町外移転が前回238件から今回296件と大きく変動していますが、町はこの結果をどのように見ているのか。

②その他未定が193件となっているが、まだ態度を決めかねている未定者への今後の対応について。

3番目、公営住宅と集団移転住宅の今後の建設タイムスケジュールとそれぞれの予定戸数について。

④建設を予定している公営住宅の建物の形状について。

⑤耐用年数が過ぎた従来の町営住宅の今後の建てかえ予定はいつごろになるか、伺います。

大きな2番目、今回、私は調査活動の一環として仮設住宅の第2次アンケート調査を1月に行いましたが、その中で特に要望の多かった項目について、その改善策等について伺います。

①要望が多かった順に、1番は何といても、先ほども同僚議員から質問がありました。ふろの追いだき装置の設置についてであります。これは昨年に行いました第1次アンケート調査の際にも指摘され、この件については昨年9月の第3回議会定例会において質問しましたが、特に寒さの厳しいこの冬、この要望が一番多くなっております。

次に、結露対策では、ひどい部屋においては朝昼晩と結露のふき取りで大変だと。また、布団も結露で濡れてしまうほどだと。もちろん各家庭、各自で工夫している家もあるようですが、この結露対策、何とかならないものかと、こういう声が切実でありました。

次に、物置の設置については、新しく設置された風除室を活用をしていますが、とにかくごらんのとおり部屋自体も狭い。また、中には風除室にもなかなか全部納まらない、そういったことで増設の検討をお願いしたいという声も多くなっております。また、寒さ対策として暖房器具、寝具の追加支援の検討ということで、まだまだことしは寒さが続くし、まためぐり来る次の冬に備えての寒さ対策としても仮設の人たちは町の温かい配慮を待っております。

②各地の仮設住宅でひとり暮らしの高齢者の孤独死がマスコミ等で報じられておりますが、2月11日には多賀城市の仮設住宅に入居していたひとり暮らしのお年寄りの遺体が見つかるなど、東北3県の県警本部の調べで、仮設住宅で亡くなったひとり暮らしの罹災者は岩手県で6人、宮城県で9人、福島県で4人の計19人に上っております。ほとんどが高齢者で、発見も死後数日たってからという、特に冬になって以降、その数がふえているとのことであります。寒さで脳卒中などの発症リスクが高まったことに加え、なれない環境での生活が長引く中、家族を亡くした喪失感が改めて実感され、一気に体力、気力が衰えたためと言われておりますけれども、このひとり暮らしの高齢者の孤独死防止対策とあわせて緊急通報装置の導入を進めるべきと思いますが、この件について伺います。

③として、高齢者から訪問医療の要望が聞かれました。その健康対策についてであります。

また、④として、バリアフリー通路に屋根を設置したまではよかったが、その後列の棟が日当たりがほとんどなくなり、この冬の寒さに追い打ちをかけ、洗濯物の乾きが悪くなるなど生活に支障を来しているが、その改善、見直しについてであります。

最後の⑤でございますが、ただいま①から④までの仮設の中のさまざまな要望や問題点の特に主な項目だけ指摘や改善等について質問をいたしました。今後ともこれからの住まいに関することを初め、今後の生活に対する不安や心配等について、仮設入居者と町との話し合う場を設けてコミュニケーションを図っていったらどうか、この辺について伺います。以上でございます。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。佐藤智之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、公営住宅等、住まいに関するスケジュールについての1点目、前回アンケート調査結果との比較についてですが、議員ご指摘のとおり、意向の傾向が大きく変わっている点があります。これは前回調査時点よりも被災者支援の内容が明確になったこと、また災害危険区域の設定など、当時とは異なる事情が出てきたことなどが理由として考えられます。例えば、「もとの場所で修繕、新築する」が大きく減っている点について

ては、災害危険区域の設定による建築制限や集団移転に関する支援内容が明らかになったことで移転を決断した方がふえたことと考えます。また、町外移転の希望者がふえている点については、個別面談以前に既に町外の住宅を購入された方のほか、民間賃貸住宅の借り上げにより町外に居住している方等が時間の経過により町外移転の意思を固めた傾向にあるためと考えられます。町外移転の希望者が294件にも上ることは大変憂慮する事態ではありますが、復興事業を推進し魅力あるまちづくりを行うことで離れていった人口を取り戻したいと考えております。

なお、2点目の意向が未定である方々への対応については、将来の町の姿が具体的にイメージできるようになれば、より判断できるようになるものと考えますので、今後復興まちづくり計画の熟度が増すごとに情報を提供するなど、将来の生活設計を立てやすいように配慮してまいりたいと考えております。

次に、3点目の公営住宅と集団移転住宅のスケジュールについてですが、災害公営住宅の建設は新山下駅周辺及び宮城病院周辺、新坂元駅周辺の3地区に整備することとしております。まず、第1期分として新山下駅周辺に50戸、新坂元駅周辺に20戸を建設し、平成25年3月末の入居に向け整備を進めてまいります。第2期以降については、今後実施していく防災集団移転促進事業や土地区画整理事業と調整をしながら整備してまいります。

次に、4点目の公営住宅の建物の形状についてですが、復興住宅の迅速かつ効率的な供給を推進するため、国において住宅整備に係るコンセプトや標準設計の策定のための調査を3月末を目途に実施しているところであります。本町においても基本計画の検討等について国の事業により実施しているところであり、その業務の中で町民の皆様の意向を踏まえた建物の形状や配置プラン等を決定してまいりたいと考えております。

次に、5点目の町営住宅の建てかえ予定についてですが、町営住宅は公営住宅が204戸、山下駅前住宅が16戸ありましたが、そのうち高瀬地区の桜田住宅54戸、山下駅前住宅16戸が震災により全壊したことから、これらは環境省の補助を受け取り壊す計画であります。さらに残りの町営住宅は老朽化が著しいことから建てかえは行わず、順次廃止する予定としております。なお、現在の住宅に入居している方々に対しましては、生活に支障のないよう転居を促進してまいります。

次に、大綱第2、仮設住宅の住環境の促進についての1点目、ふろの追いだき機能等についてですが、初めにふろの追いだき機能の設置については、菊地八朗議員のご質問でもお答えしましたとおり、町としてさまざまな機会をとらえ各方面に設置を要望してまいりましたが、追加要望に係る費用や大がかりな改修工事等も必要とし、また一般の民間賃貸住宅での復旧状況も勘案する必要があります。こういった状況から応急仮設住宅へ新たに追いだき機能や代替機能の設置は難しいものと考えております。

次に、結露対策についてですが、仮設住宅は冬季や梅雨期に機密性の高い建物の構造上、結露が生じやすいことから、一部のメーカーでは屋根裏換気等の対策を講じているところであります。結露の現象は外気で建物が冷たくなり、暖房で暖められた空気がガラスや鉄等で冷やされたときに起こってきますので、入居者による換気やエアコンによる除湿等での対策を講じていただくよう説明してきたところであります。引き続き結露対策の周知に努めてまいりたいと思っております。

次に、物置の設置についてですが、物置は災害救助法の対象となっておらず、仮設住

宅の説明会でも各個人で準備していただくよう説明しているところであります。また、仮設住宅入居者の中では玄関前の風除設備を利用し、物置スペースとして活用するなど入居者個々の創意工夫により対応いただいているところであります。

次に、暖房器具についてですが、昨年11月に入居者に対して電気ストーブ、ホットカーペット、こたつ布団セットの希望調査を行い、全戸に希望する暖房器具を配布しております。さらに、2DK以上の住戸には各部屋に1台、エアコンを設置する工事も行っております。

次に、寝具についてですが、仮設住宅入居時に入居人数に合わせた寝具を準備したところでありますが、冬用としてベッドの対応は困難な状況にあります。現在、支援物資として確保している毛布があることから、希望される方には配布するよう取り組んでまいります。

次に、2点目のひとり暮らしの高齢者の孤独死防止対策についてですが、現在、復興応援センターの生活支援相談員による見守り訪問活動や地域サポートセンターの配食事業による安否確認に加え、町保健師や民生児童委員等による訪問活動、さらに各行政連絡員と情報交換を行うなど、関係機関等との連携を図りながら孤独死防止対策を実施しているところであります。なお、孤独死の原因の多くは病気の発症であることから、病気の早期発見、早期治療につながるよう地域サポートセンターでの訪問指導、健康相談会を実施しているところでございます。

また、緊急通報システムについては、ひとり暮らしの高齢者で身体上慢性的な疾患等により日常生活を営む上で常時注意を要する方の住宅内に設置しているところであります。震災前に7人が利用しておりましたが、そのうち2名の方から仮設住宅に入居したことにより常時近隣の方々とのかかわりが持てるため、設置不要の申し出を受けているところであります。現在、仮設入居者50歳以上のひとり暮らしを対象に血圧計、体重計、歩数計による健康システム、見守りアイネットの設置導入を推進しており、現在19人の申し込みを受けております。この事業は民間企業からの被災地支援で役場庁舎内で安否確認や健康チェックが可能であることから、今後もその活用を推進してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の健康対策についてですが、保健師、看護師による訪問指導、仮設住宅の集会所単位での健康相談会を実施し、生活習慣病の予防、高血圧症、糖尿病等の重傷化防止、医療機関への受診勧奨等に取り組んでいるところであります。また、応援復興センターの生活支援相談員による週1回程度、全戸訪問を行い、仮設住宅に入居されている方々の状態の変化に気づいた場合、速やかに保健師、看護師の医療専門スタッフへ連絡するなど、常に連携をとり、早期発見、早期対応がとれる体制を構築しているところでございます。今後も引き続き、仮設住宅に入居されている方々が安全で安心して過ごすことができるよう環境整備に努めてまいります。

次に、4点目のバリアフリー通路の屋根による後列の日当たり改善についてですが、バリアフリー等通路の屋根かけは寒さ対策工事の一環として実施しておりますが、通常バリアフリー等は各仮設住宅建設時に改築を行い、一番後ろの棟に設置しているところであります。建物の配置計画が定まった後に必要に応じて屋根を設置した箇所については棟の前後の間隔が狭く、屋根材に鋼板を使用しており、日当たりが悪い場所が生じていることもあり、光を遮らないよう透明性のある屋根材に交換し改善したところであります。

ます。

次に、5点目、仮設入居者とのコミュニケーションの場についてですが、仮設住宅入居者に対する支援は各仮設住宅の行政連絡員や関係団体等からなる山元町応急仮設住宅等連絡会を月1回開催し、入居者のニーズを把握するとともに、それに即した支援活動の調整などを実施しております。また、社会福祉協議会において山元町復興応援センターを立ち上げ、生活支援相談員による入居者の見守りなどの支援を行うとともに、入居者の方々とのコミュニケーションを図る事業を取り入れるなど、日常的な情報交換に取り組んでいるところでもあります。今後も応急仮設住宅等連絡会や復興応援センター等を通じて仮設住居入居者の方々のニーズ把握に努めるとともに、入居者とのコミュニケーションの機会をさらにふやす取り組みを検討してまいりたいと思います。以上でございます。

8番（佐藤智之君）はい。最初に、順不同でございますけれども、大きい2の(4)、例のバリアフリー通路の屋根、実はこれ午前中に当事者に確認をさせていただきましたところ、ご回答どおり改善されましたと、そういう話でございました。それで、改善の具合はということで確かめたところ、大分よくなりましたと、こういう回答でございましたので、まずは一安心をいたしました。もともとこの場所は棟と棟の間が3.9メートルしかない、本来であれば最後列に設置すべきところが、棟と棟との間に設置したために起こったこういう不具合でございました。また、ほかの仮設も全部調査いたしましたけれども、ほかの仮設は問題全部なかったと、最後列、あるいは途中で設けても、その幅が5.1メートルの比較的広い場所に設置されていたことが判明いたしましたので、まずはこの対応、確認できましたので報告をさせていただきます。

それでは、1番の1でございますけれども、調査から大きく変動していると、そういうことで、これ当初はもっと地元に住みたかったけれども、いろいろ考えた末、ほかの町へ移転を決断したと、あるいは町外移転の希望者がさらにふえたと。私なりに思いますと、いわゆるJR常磐線の問題、長引きそうだと、このままでは山元町に住むには通勤通学も不便になる、あるいは集団移転等の住宅の具体的なまだ示しがされない中で苦渋の決断ではなかったかと思っておりますけれども、この辺についてもう一度確認をしたいと思っております。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。今の議員のお話でございますけれども、また別の側面では、今回の個別アンケートの結果で8月時点では、町が整備します住宅団地への移転、それから災害公営住宅への移転ということで、8月アンケート時点では約570件というようなペースであったものが今回のアンケート結果では700件を越すような、別の意味ではそういった町の制度がある程度はつきりしたということもありまして、そういった意向も出てきているのも事実でございます。先ほど町長の方の説明にもありまして、ある程度そういった将来の生活再建に向けた見通しが徐々に立ってきたということもあって、より具体的にそういった、どういった将来の再建方法を選ぶかというようなおのおのの世帯の考えがまとまってきたというようなことが考えられるのかなというふうに思っております。

なお、先ほどの答弁でもありまして、これからも随時、そういった制度とかの検討をしてまいりまして、なお、そういった情報を適宜、情報提供することによりまして、なお一層の被災者の皆様に向けて将来の見通しを立てやすくなるような努力をして

まいりたいというふうを考えているところです。

8 番（佐藤智之君）はい。震災以降、町の将来人口1万3,700人を何としてでもとどめたいと、こういう思いの中で本当に町外移転者の希望がふえてしまったと、非常にゆゆしき事態であるわけですね。とにかく、町長答弁にもありますけれども、魅力あるまちづくりを行うと。これよほど魅力のあるまちづくりをやっていかないと、一たん町外に出た人はなかなか戻ってきてもらえないのではないかと、そう心配するのは私一人ではないと思います。この辺について町長の再度のお考えを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。確かに人口減少の傾向、県内でも上から数える方が早いわけですね。大変憂慮すべき状況にあります。人口推計、震災前の総合計画の人口推移から震災後の人口減少の推移を比較してみますと、10年ぐらい前倒しになっているような大変残念な状況にあるわけでございますけれども、町としては何としてもこの人口減少に歯どめをかけなければいけないというふうに思っておりますし、やはり先般、JRの方から正式発表のございましたJR常磐線の内陸移設、これに連動するところの新しい駅を中心とした、駅を核とした市街地の形成を図る中で、今まで以上に利便な形の、あるいは住みやすい快適性のあるまちづくりをする、あるいは、ひいては行政の経営の効率化にも資するというようなまちづくりをしていく中で、何とかやっぱり一定の人口を維持していきたいなというふうに思っておりますし、そういうことによって、復興を実現することによって、一たんは町を離れた皆さんにもぜひ戻っていただけるような、そしてさらに新しい町外からの定住人口も呼び込めるような、そういうまちづくりを町挙げてやっていく必要があるというふうに思っております。

8 番（佐藤智之君）はい。ぜひ懸命な努力をお願いしたいものであります。

次、1の(2)でございます。その他未定193件、この未定者、先ほども同僚議員から質問あったかと思っておりますけれども、対象世帯が2,730世帯で、今回、この面談に応じられた世帯が1,715世帯で、あと1,000戸強がまだ面談に都合があつて来られなかったと、こういうことのですけれども、今後こういった方々に対しても、もちろん今後とも面談を進めていくものと思われましても、その辺のスケジュールはどのようになっているのか。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。対象者2,733世帯のうち今回、1,715世帯の回答率ということで63パーセントというような回答率でございます。ただ、災害危険区域の1種と2種、これが防災集団移転事業の対象地域ということになっておりますけれども、そちらの世帯数で申しますと、1,464世帯に対して1,126世帯ということで約77パーセントのアンケートの回答率というようなことになっております。

今回の個別面談なんですが、各仮設住宅の集会所などでも開催いたしまして、そちらの方にお越しいただけなかった方に対しては、その都度、不在者のところにポストイングでもって再度来ていただくような照会の仕方といいますか、もう一度住宅の方でやっていますというようなことでお知らせをし、こういったなるべく回答率を上げるような手法をやってきたところでございます。なかなかそれでも8割とかいかなかったということで、これからはつきましては、いろいろと個別に役場の方にも、まだ面談の方を受け付けできますかというようなことも話が出てきていることもありますので、具体の日程の調整をいたしまして、役場の方でも随時、個別面談の受け付けをいたしまして少しでもこの回答率を上げるように、より精度が上がるように努力していきたいというふう

には思っているところでございます。以上でございます。

8 番（佐藤智之君）はい。次の1の(3)については、先ほど同僚議員からの質問に対して回答がありましたので再質問は省略をいたします。

次に、(4)の公営住宅の建物の形状でございますけれども、これ仮設に入っている方からもよく聞かれるんですけども、3階4階建てのアパート形式で建てるのは本当ですかという、そういう問い合わせもあるんですね。私ははっきり聞いていませんでしたので、調べてお答えしますとは答えておきましたけれども、その辺の状況はどうなんですか。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君。一般質問は答弁者が町長となっておりますので、担当課長から答弁させる場合は担当課長から答弁させますと通告を願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体の整備計画の内容でございますので、担当課長のまちづくり整備課長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。建物の形状につきましては、お答え申し上げますと、本年度におきまして平成24年度の設計、あるいは現在行っております3月末までの国で進めていただいております標準設計、それらをもとにタイプを決定して今後進めていく予定でございます。建物の階数等につきましても、まだ未定の状況でございます。

8 番（佐藤智之君）はい。先ほどの質問の内容に沿って答えください。もしわからなければ、わかる方。

議長（阿部 均君）建物の形状で3階建てなのか2階建てなのかということでございますので明確に答弁願います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。現段階で検討いたしておりますのは2階建てまでの形状を第1期で検討しておりますが、第2期以降につきましては、まだ未定でございます。

8 番（佐藤智之君）はい。では、私が質問した内容については、いわゆるうわさ、あるいは間違った情報が流れたのかわかりませんが、ではまだはっきり決定していないということですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今担当課長から第1期分の見通しというふうなことでお答えさせていただきましたけれども、これまでの準備説明会の中でも、駅前を中心として、そういう構想でのアパート的な建物についても考えていきたいというふうな説明をしてきているところでございます。そうした基本的な方向に沿って今後、2期計画の中でこの問題に具体に対応していきたいなというふうに思います。

8 番（佐藤智之君）はい。次に、1の(5)番でございますけれども、従来の町営住宅の建てかえ予定で、先ほど町長答弁の中で、老朽化が著しいことから建てかえは行わず、順次廃止すると。また、現在、住宅に入居している方については転居を促進していくと。となりますと、その転居先はどのように考えているのか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今の町営住宅の転居の考え方については、基本的に復興住宅をこれから建設を進めてまいりますので、その進捗状況に合わせて現在町営住宅に入っている方々の転居を促進してまいりたいと、そういう考え方でご理解をいただきたいというふうに思います。

8 番（佐藤智之君）はい。そうしますと、これから進める公営住宅の中で転居を進めるということではよろしいんですか。その分をふやして建てると思いますか、単純計算で104戸の

うち桜田住宅54戸、震災で全壊しましたよね。そうすると150戸ですね、単純計算で、現在、従来の町営住宅に住んでいる戸数が。この150戸分もさらに公営住宅としてプラス増設をしていくのかどうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。災害公営住宅の動きの中でその分を吸収できるように基本的に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

8番（佐藤智之君）はい。ちょっとよくわかりにくいあれだったんですけども、今後建てる公営住宅の中で対応をしていくと、こういうことでよろしいんですね。

では、次に大きい2番目の(1)番でございますけれども、最初のふろの追いだきについては先ほど菊地議員とのやりとりで、正直な話、これは率直に厳しいなど、そういう実感を持ったわけでございますけれども、先ほどの町長の答弁の中で80億円というのは県全体での数字なんでしょうか。もう一度。

町長（齋藤俊夫君）はい。県全体でおおむね80億円程度の経費が必要だというふうに伺ってございます。

8番（佐藤智之君）はい。町だけで80億円だったら大変ですけども、県全体で80億円だったらそんなに負担にもならないのではないかと単純に思うんですけども、ただ、この件については私どもも県議会議員を通じて県知事と直接要望を詰める場面もございました。そのときの県知事の対応は、何とか検討したいと、国は本当にだめなんだと、そういう悲観的な話の中で県知事をだめ押しする、そういう場面もありましたけれども、今後もやはりこの件については県にお願いするしかありませんので、国がだめなら、やはりもっともっと被災地の市町村長が集まって県知事に詰める場面も必要なのではないかと、このように思いますけれども、町長、いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど菊地八朗議員のご質問の中でもお答えしたわけでございますが、基本的には国の考え方、先ほどご紹介したような状況で大変厳しいものがございますけれども、町単独での対応というのは困難な状況にございますので、国に対する問題提起については引き続き、ご提案のありましたように関係被災市町と連携をとりながら改善要望について対応はしてまいりたいというふうに思います。

8番（佐藤智之君）はい。仮設住宅、正式に入居基準は2年ちょっととなっておりますけれども、状況によっては、あと1年延びるかどうかはわかりませんが、やはりあと冬は最低でも2回来ると思います。そういうことで、また家族構成によっては夜勤勤めの息子さんが帰ってきて、夕べたてたふろを捨てて、また新たにたてなくてはならない、そういう水資源のむだ遣いにもなると、そういうことで、ここは町長、腹をくくってしっかりと頑張っていたきたいんですけども、再度町長の強い決意を伺うものでございます。

町長（齋藤俊夫君）はい。町独自としての対応は、集団移転に対する支援等々で一定の財源確保が必要でございますので、独自の対応は極めて困難でございますので、仮設住宅に入居されている方々、大変やりくり大変だろうというふうに思いますけれども、ここは一定の期間、いろいろな努力をしてもらう中で耐え忍んでいただきたいというふうに思います。その一方で、先ほどお話しがありましたように、国の方については引き続き要望をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

8番（佐藤智之君）はい。それでは、次に、結露対策の中で答弁にありました屋根裏に換気等の対策を講じているところがあると、一部のメーカーで。具体的にどこの仮設なのか、教

えていただけませんか。

町長（齋藤俊夫君）はい。個別具体の関係でございますので、担当課のまちづくり課長の方からお答え申し上げます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。結露対策という形で屋根裏に換気できるものが整備されておりますのは高瀬、西石山原の仮設住宅でございます。そのほかの仮設住宅につきましても、各部屋の壁にある通気孔の構造となっております。以上でございます。

8番（佐藤智之君）はい。すみません、後半の部分、もう一度、ちょっと今聞き取れなかったものですから。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。換気口といたしましては、高瀬、西石山原に仮設住宅がございます、そちらで設置しておりますが、それ以外の仮設住宅は壁にある通気孔のみでございます。

8番（佐藤智之君）はい。町長、先ほどの回答の中で結露対策の周知に努めてまいりますと、こういう答弁でございました。やはり換気扇があるところはそれでいいんですけども、ないところについては、いわゆるエアコンをかけて、かけるといってもこれはただではありませんので、電気料がかかりますけれども、その辺の周知徹底をもう一度やっていただければ大分違ってくるのかなと。とにかく話を聞くとひどいんだと、朝昼晩、結露ふきで大変だと、こういう声が結構ありますので、その辺、町としてこういう対策でお願いしたいと、その周知をもう一度徹底する必要があるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもお答えしましたとおり、部屋の使い方、これについてはこれまでの入居時の説明で対応してきたわけでございますけれども、具体の場面でなかなか、その場その場にならないとその辺、機敏に対応できない部分もあろうかというふうに思いますので、今後も機会をとらえまして、あるいは行政相談員等の連絡会議等を通じまして、改めてその辺の換気対策についての周知を図るようにはしてまいりたいというふうに思っております。

8番（佐藤智之君）はい。次に、物置の件ですけれども、素朴な質問ですが、どうしても物置が必要な方は入居者が独自に外に設けてもいいのかどうか。もちろんスペースの関係もありますけれども、そういう大きなものは設置できないと思いますけれども、その辺の確認をしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。これにつきましても入居時の説明の折に、隣同士、話し合っていたいて、往来に支障のない形で話し合いながら、そういう使い勝手を工夫してほしいというふうなことで説明してきておりましたので、そういうことでひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

8番（佐藤智之君）はい。次に、暖房器具でございますけれども、回答では希望調査を行い全戸に希望する暖房器具を配置したと、電気ストーブ、ホットカーペット、こたつ布団、確かにそういう希望を出したと。ただ、希望して届いたんだけど、実際寒くなってやってみたら自分の部屋にはこの暖房器具は合わない、あちらの方がいいなど、そういう違いも出てくるかと思っておりますけれども、その辺、特にことしの冬は寒さが厳しかったので、この秋、寝具についても同様に2回目の希望調査を行ってはどうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。この寒さ対策につきましては、基本的に災害救助法の中で対応してい

る関係もございまして、やはり暖房器具であれば、あの3つの選択肢の中から希望を出してもらってというふうなことでございますので、そういう中でいろいろ、多少の不都合はおありかと思えますけれども、そこはそれぞれのご家庭で工夫をさせていただいて補っていただければなというふうに思いますし、寝具の関係につきましても、支援物資としての毛布が必要であれば、そういうものもぜひ工夫の1つに取り入れていただければありがたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

8番（佐藤智之君）はい。次に、高齢者の孤独死防止対策並びに緊急通報システム、先ほど回答を聞きますと、なかなか立派な制度でやっているんだと改めて認識をさせていただきました。くれぐれも本町の仮設から1人の孤独死も出さない、そういう決意でぜひお願いしたいものだ。

それで、1点お尋ねしますが、新しく見守りアイネットの設置導入を推進すると。その内容について、ちょっと私初めて聞いた中身ですので教えていただければと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。この関係につきましては保健福祉課の渋谷参事の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい、議長。今ご質問ありました見守り健康システムですけれども、血圧、それから体重計、歩数計が準備されております。それを測定することによって、そのデータが管理されていますパソコンの方にデータとして送られ、それを常駐しておりますスタッフが確認をし、健康状態に異変がないかどうかを確認し、訪問で指導するような体制をとっております。以上です。

8番（佐藤智之君）はい。非常にいいシステムを導入したと改めて認識をした次第でございます。

次に、高齢者の健康対策、今回、浅生原の内手の駐車場に歯科、歯医者さんが、診療所ができたようでございますけれども、そういえばあれの内科系のそういった診療所をつくりたいとか、そういう情報はないんでしょうか、今のところ。

町長（齋藤俊夫君）はい。今ご案内のありました歯科診療所については、本来であれば仮設住宅地内にあつた施設の設置はちょっと困難だというふうな話もあつたわけでございますけれども、これは町の方としても厚生労働省に強く働きかける中で実現したわけでございますけれども、歯科診療所以外の関係の動きについては現在のところございません。

8番（佐藤智之君）はい。今回の調査で、要するに訪問医療もお願いしたいと、そういう要望もあつたものですから、特に高齢者の健康対策、お聞きしたわけでございます。今後とも高齢者の健康対策、回答にもありますけれども、医療機関への受診勧奨等に取り組んでいると、非常にいい中身で取り組まれているなどは思いますけれども、やはり高齢者の場合はいつ何どき、特に夜間、急変しないとも限らない、そういうことで家族も心配だろうと、そういう思いから質問をさせていただきました。

最後に、仮設入居者と町のコミュニケーションの場についてでございますけれども、いろいろと回答ありました。私の率直な思いは、仮設に住まわれている方の思いは、町長と直でお茶を飲みながら話し合いたいんだと、これが趣旨のようでございます。決して会って町長にかみついて文句を言おうとか、中にはそういう場面もなきにしもあらずでございますけれども、そういった意味で町とのコミュニケーション、町を町長に置きかえてもらえばわかりやすいのかと。そういうことで公務、非常に多忙な町長でございますけれども、何とか月1回ぐらい時間を見つけて、あそこの集会所あたりで、きょう

は町長が来るから、みんな町長の元気な、つやのいい顔色を見てやっってはどうかと、そういう場があってもいいのではないかと、そういう思いでこれを提案させていただいております。もちろん回答のとおりいろいろな、そういう相談員の支援とかいろいろやっているのはもちろん私も承知はいたしておりますけれども、その辺の町長対仮設入居者とのコミュニケーションの場でございます。その辺について伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。私もできるだけ早い時期に各仮設住宅を訪問する形で親しく皆さんと懇談する機会を持てればなというふうな思いでできたわけでございますけれども、何せ今、ご紹介していただきましたように、これまでの復興計画の策定を中心としたもろもろの対応の中で、時間外はもとよりでございますけれども、休日にもなかなか思うような時間調整が難しい状況にあったのも事実でございますが、この議会が終わり、新年度に具体のこの復興事業が展開されてくるわけでございますので、まず生活環境の問題も含めて皆様と親しく懇談できる機会を積極的に設けてまいりたいというふうに考えてございます。

8番（佐藤智之君）はい。最後に、この仮設に対する新たな復興支援員という制度が4月から実施されるようでございます。既に宮城県の東松島市では昨年の8月からこの制度、始まる前からもうこれと似たような制度を導入、スタートさせたと。簡単にいいますと、県や市町村が民間から募集して採用し、その支援員の活動経費のほか1人当たり年200万円以内で報酬も支払われると。そういったことで仮設内の被災者と行政のつなぎ役、こういう制度のようでございます。もちろん各仮設には行政相談員、そういう方もいらっしゃると思いますが、町長も多忙な折、こういう制度を利用して被災者の生の声を行政の場につなぎ役として採用を検討してはどうかと思いますけれども、もし場合によっては東松島市のこの先進的な取り組みを参考にされてはどうかと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご提案ありがとうございます。東松島市の方で取り入れているこの復興支援制度については、国の関係でいいますと総務省の所管というふうなことでございまして、今、私どもが社会福祉協議会を中心として取り組んでいる復興応援センターでございますね。これの機能といわゆる厚生労働省が所管している事業と内容的にはほぼ同じような内容ではないかなというふうに思いますので、ご指摘のあった被災者と行政のつなぎといえますか、その機能をより、今の復興応援センターに発揮していただけるように努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。（「終わります」の声あり）

議長（阿部 均君）8番佐藤智之君の質問を終わります。

---

議長（阿部 均君）ここで暫時休憩いたします。再開は3時45分とします。

午後 3時33分 休憩

---

午後 3時45分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質問を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。2012年第1回議会定例会に当たり、町民の皆さんが要望す

る当面の諸課題、それを初め今後のまちづくり、とりわけ復旧・復興にかかわることなど町政全般にわたる一般質問を行い、町長の所見をお尋ねするものであります。

1 件目は、被災者のニーズに合った公営住宅の建設を、であります。公営住宅の建設、確保は生活再建、住宅復興の柱であります。公営住宅の建設・確保は生活再建、住宅復興の柱であります。住宅は生存と生活の基盤であり、大震災で家をなくした被災者にとって一日も早い住まいの再建は住まいを不安をなくて、もとの生活を取り戻す上でも喫緊の課題となっております。とりわけ災害公営住宅の早期建設が強く求められておりますが、次の点についてお伺いいたします。

1 点目は、被災者のニーズとして町が想定している内容についてお伺いいたします。

2 点目は、入居要件、入居選考をどのように考えているか、お伺いいたします。

3 点目は、サービスつき高齢者住宅などの対応についてお伺いいたします。

4 点目は、予定している500戸建設の今後の計画についてお伺いをいたします。

2 件目の質問であります。2 件目の質問は生活再建への支援策の拡充についてであります。東日本大震災、原発事故から1年になろうとしております。被災地では甚大な被災、被害を乗り越え、生活再建・復興を目指す懸命な取り組みが進められておりますが、被災者の皆さんの願いはまだまだ応えられておりません。被災者の皆さんが一日も早くもとの生活に戻れるよう、従来の枠組みを越えた公的資金が今強く求められておりますが、次の町の取り組みについてお伺いいたします。

1 点目は、被災宅地の買い上げについてであります。

2 点目、宅地被害の対等について、3 点目は支援制度の対象とならない一部損壊にも支援をとという質問であります。

4 点目は、災害公営住宅の家賃の特段の減額措置を、5 点目につきましては、150万円補助制度の内容についてお伺いをいたします。

3 件目の質問は、財源確保の取り組みの現状と対応についてであります。東日本大震災として計上された予算は2011年度の第1次から第3次の補正と予備費、2012年度当初予算までの総額で約18兆円とされております。復興交付金事業など政府の支援策の有効活用は被災自治体にとって重要な課題となっております。復興交付金事業等の最大限の活用で町の財政負担を軽くし、町の一般財源の有効活用で各種支援制度の対象とならない被災者への負担軽減も図るべきであります。財源確保ができず復旧・復興が遅れるという事態を招くことがあってはならず、町の積極的な取り組みが求められております。財源確保の取り組みの現状と対応について伺います。

以上、3件を私の一般質問といたします。

議長（阿部 均君）あらかじめ本日の会議を延長し会議を開きます。

町長齋藤俊夫君、答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、被災者ニーズに合った公営住宅の建設についての1点目、被災者のニーズについてですが、先般実施しました今後の住まい等に関する個別面談の傾向からしますと、被災者の多くは震災前、自己の持ち家で戸建て住宅に住んでいた方がほとんどであり、戸建て住宅を望まれる方が半数以上を占めております。そのほかではバリアフリーに対応したものやオール電化、あるいはペットを飼える住宅等の意向が見られるところでもあります。災害公営住宅の整備に当たりましては、このような被災者のニーズを踏ま

えながら住宅の建設に取り組んでまいりたいと思います。

次に、2点目の入居要件や入居選考についてであります。災害公営住宅への入居要件は、震災により住宅を失った方を対象としており、東日本大震災に係る特例措置として、従来の公営住宅への入居要件である同居親族要件や収入基準要件を復興推進計画に記載する公営住宅の建設に要する期間中は不要とする緩和措置が講じられております。さらに入居後5年間は継続して入居できることとされております。また、入居選考については、公営住宅法や政令等で公募が原則となっておりますが、コミュニティーや被災者の状況等に応じた選考方法を第1期分の募集時期となる年内中には決定まいりたいと考えております。

次に、3点目のサービスつき高齢者住宅等の対応についてでございますが、高齢者等に配慮した災害公営住宅の整備については、高齢者生活支援施設等の併設による福祉拠点化や高齢者への対応を図るためのライフサポートアドバイザーの配置、緊急通報システムの整備などが考えられますが、いずれも他事業や民間事業者等との調整が必要となりますので、今後実施に向け積極的に検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の予定している500戸建設の今後の計画についてですが、今後の住まい等に関する個別面談の結果を踏まえ、全体の必要戸数や各地区における建設戸数を調整してまいりますが、まず第1期分として新山下駅周辺に50戸、新坂元駅周辺に20戸を建設し、平成25年3月末の入居に向け整備を行ってまいります。第2期以降については、今後実施していく防災集団移転促進事業や土地区画整理事業と調整しながら整備してまいりたいと思います。

次に、大綱第2、生活再建支援策の拡充についての1点目、宅地の買い上げについては、防災集団移転促進事業の枠組みで買い取ることであり、早ければ新年度後半から買い取りできるものと考えております。買い取りの対象は居住目的で使用していた宅地であり、震災前に建物があつたことを条件としております。買い取り価格については復興を見据えた評価とすることとしており、不動産鑑定等を行い、国と協議しながら適切な価格の設定をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目、宅地被害の対応についてですが、地震による宅地被害は既存の災害復旧事業等を活用し、道路やのり面等の公共部分についての復旧を図ってまいりましたが、私的財産となる民地内の宅盤の復旧については既存制度での復旧は難しく、土地所有者による復旧を原則としてきたところであります。しかし、今回の大震災では個人での再建が難しいほどの被害もあり、民地の宅盤復旧に対する支援制度の創設を国に要望しておりますが、いまだ実現には至っておりません。町としては、このような被災者の再建を支援し、早期の復興を図ることが重要と考え、現在、町独自の支援内容や対象等について検討しているところであり、詳細が決まり次第、議会にお諮りしたいと考えております。

次に、3点目、一部損壊への支援についてですが、東日本大震災による山元町の一部損壊家屋は1,136戸あり、これらは被災者生活再建制度や義援金などの各種支援制度の対象となっておりません。一部の自治体では独自の支援制度を設けているところもありますが、ほとんどは自力での再建を原則としております。ご質問のように一般損壊家屋に対する支援の要望も伺っておりますが、対象件数が多く、また限られた財源をより被災の程度が大きい世帯への支援に充てる必要があることから町単独での支援制度は

難しいものと考えております。

次に、4点目の災害公営住宅の家賃の減額措置についてですが、災害公営住宅では東日本大震災に係る特例措置として、一定の収入以下の被災者が入居する場合に災害公営住宅家賃低廉化事業の対象となり、近傍同種家賃と入居者負担基準額の差額が減額されることとなります。今回建設する公営住宅の近傍同種家賃が決まっておりませんが、国のモデル的試算からすると4割から6割程度減額されることとなり、例えば家賃設定を5万円とした場合、2万円から3万円程度になる見込みとなっております。さらに、特に低所得者の入居者については、入居から5年間は家賃低廉化により減額された家賃から特定入居者負担基準額の差額が低減されることとなり、この場合でも国のモデル的試算からすると家賃の6割から9割程度が減額され、5,000円から2万円程度の家賃になる見込みとなっております。町では今後、第1期の入居開始までに精査し、具体的な家賃を決定してまいりたいと考えております。

次に、5点目、150万円の補助制度についてですが、防災集団移転事業を実施する場合、現行の国の支援制度だけでは被災者の生活再建にとって十分な支援内容とは言えず、また人口の町外流出を防止する観点からも県の復興基金を活用し、移転者の住宅再建に係る費用の一部として150万円を補助することといたしました。なお、この補助制度の対象については、コンパクトで質の高い中心市街地を形成するという復興計画の基本方針を踏まえ、町が指定する住宅団地、すなわち新山下駅周辺、新坂元駅周辺、宮城病院周辺の3つの団地に移転する場合にのみ限定したところであります。また、当補助金が支給されるのは、集団移転先の住宅団地の造成が完了し、移転者がそこに住宅を建設する時点となりますので、平成26年度ごろから支給が開始されると見込んでおります。

次に、大綱第3、復興事業の財源確保についてですが、山元町における震災復興に係る事業費は国などの事業も含め総額で3,500億円を超え、うち町事業分としても2,300億円を超えると見込まれており、これらの事業の推進に当たっては安定的に財源を確保することが必要な課題の1つとなっております。復興事業の財源としては主に復興交付金の活用が柱となりますが、3月2日に発表された第1回目の復興交付金の配分では、事業の採択はなかったものの、事業費ベースで約130億円の要求に対し約55億円分の配分しか認められませんでした。この中には事業の計画の熟度が低いなどの理由で認められなかった部分もありますが、イチゴ団地化整備事業では機械的に工事費の部分をカットされるなど不満の残る内容でございました。また、使い勝手のいい交付金とうたっているにもかかわらず、個人に対する支援や津波に関連しない地震被害に関連するものが対象とならないなど、使い勝手のよいものとは言いがたい点もありました。これらの点につきましては、県などを通じ申し入れしているところであります。今月6日には村井知事が平野復興大臣に直接申し入れたところがございます。復興交付金の申請につきましては、3か月に1回程度のペースで申請を受け付けるとのことですので、復興事業の財源が担保されるようしっかりと準備し、交付金を要求していくとともに、本町の復興事業を円滑に進めるために県や関係市町村と連携しながら交付金制度の改正を求めていくことも視野に入れて取り組んでまいります。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。1件目の被災者ニーズに合った公営住宅の建設ということについてなんですが、今答弁の中で被災者のニーズということで、中にはバリアフリーに対応した

ものやオール電化、ペット云々というお話がありましたが、一般的にこれまでの経験の中で言われているニーズ、あるいは町民の被災者を中心とした人たちからの要望、声ということをお聞きすると、例えば、先ほど仮設の話が出てきましたが、物置の設置は考えているのか。とりわけ今の町営住宅には物置がなくて、毎年、毎年3、40万の金で年に何戸かということによって整備してきているという現状があるわけですが、ということであるならば、もう最初からこれは設置しておく必要があるのではないのかと。これは町も認めて設置しているということですから、その辺、物置の設置についてどうなのか。

あるいは、面積、間取りについてはどのように考えているのか。そういった面積、間取りについては、この件につきましては考え方として、災害公営住宅をつくる際の考え方として被災者の従前の生活実態や地方性に配慮した小規模で多様な建設・供給とし、多様な世代が居住できるよう配慮する必要があるといったような見解もごございます。こういったこと、そして町長の説明の中にもこういったような説明があるわけですが、こういったことから考えますと、やはり面積、間取りといったものも十分ニーズとしてとらえなければならないのではないのかというふうに考えるわけですが、とりあえずその辺について伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。公営住宅での一般的なニーズということですが、確かに今の仮設住宅の問題の中でも先ほど来も話題にありましたように、物置というふうなものが指摘されているわけですが、あるいは車でございますね、複数、あるいは3台、4台と持っておられる方もいらっしゃるというふうなこともあったりしますので、町としてはできるだけそういった問題を、この機会にできるだけ取り入れられる方向で対応していきたいというふうに思っております。例えば車の車庫の問題につきましても、基本的にはどうも1台がベースになっているようでございますけれども、それは都会的な場面での発想ではないかなというふうなことで、町としては2台設置する方向でヒアリングに臨んだところでございます。そういうふうな基本的な考え方のもとに、やはりこの地域に合った、町に即したできるだけ居住環境を整備できるように引き続き努力してまいらなければならないというふうに思っております。

6 番（遠藤龍之君）はい。そういうふうな検討を、具体的に検討していただきたいというふうに思います。とりわけ部屋の面積、家の面積ですね、これが何かというと標準仕様と申しますか、そういうことでの対応がこれまでも見られますが、今言われていますように被災者の従前の生活実態、とりわけこの田舎というのはそういったところで、そういうものも反映して今駐車場のことも、これ具体的にも当初予算に入っているもので、多分もうこれはやるということなので、やるということについてはあんまりいいんですけれども。それから、そのほかの点について、やっぱりこれを具体的に考えていただきたいと、考えるべきだと。これは本当に検討していただくと。その間取りについては、例えば仮設については3LDKまで標準仕様というようなことで仮設の皆さん方、大変今ご苦労なさっている方々もいる、あるいはもう1K、2人で1K、あるいは1DKですか、そういった標準を超えて対応していただきたい。その辺の考えについて伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。公営住宅等のベースと申しますか、基準があって、いろいろ制約がある中で対応しなくてはいけない基本的な部分があるわけですが、議員ご指摘のようなやっぱり地域の実態と実情に極力合うような姿勢、方向性を限りなく要望なり追求していきたいというふうに思っております。

議長、済みません、若干、担当の震災復興課長の方から補足をさせていただきたいというふうに思います。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。ただいま遠藤議員の方からありました災害公営住宅の面積、間取りの件でございますけれども、今回の個別面談の中でも世帯の構成ですとか、あとは収入、それからこういった間取りを希望されるかと、そういったことも具体的に聞き取りの方はさせていただいております。今回、取りまとめをして、区画整理の面開発もそういった希望と合わせて、こういった災害公営住宅の形態を望まれているのかというのも十分精査した上で必要となるような公営住宅を整備してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。積極的に取り組んでいただきたいと思います。ちなみに、確認はしませんが、山元町はこれまで山元町総合計画、あるいは住宅マスタープランというものを立てて長年の、住宅に関しまして町民のそういった願いもあったわけです。それらの中にはさまざまなメニューがのせられているので、ぜひこれも目を通して、その参考にさせていただければと思います。そして、具体的に進めていただきたいと思います。これを求めまして、次に入居要件、選考についてであります、これも基本的な考え方としては先ほど町長もお話しされておりましたが、これも従前の居住地に近い安全な場所、あるいは集落ごと計画し、地域コミュニティが保持されるということが必要だと、そのようなお話、町長もおっしゃっておられました。そして、そのコミュニティという、町の考えもコミュニティを重視しているということは先ほど承ったわけですが、そのコミュニティ、どの程度のコミュニティが想定されるのか、あるいは想定するのか、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。現段階でどの程度のコミュニティの内容を考えているかというところは、先ほどの募集時期となる年内中には選考方法なりを決定してまいりたいというふうなお答えをいたしました、それと連動する形で今後、内容を詰めてまいりたいというふうに思っております。

6番（遠藤龍之君）はい。そういうことで進めていただきたいと思います。

次に、3点目、サービスつき高齢者住宅等についての質問であります、先ほどお答えになっております。実施に向け積極的に検討したいというふうに考えておるということですが、その検討内容についてなんです、今言われていますのはグループホーム型の公営住宅、あるいはケアつきの公営住宅、あるいは町長もおっしゃっておられましたペット共生住宅、ペットを飼ってもいいというような、というのが今世間では考えられているわけですが、その実施に向け積極的に検討するといった、この積極的な検討の中にこういったものが入っておるのかどうか、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご質問にもありましたサービス系高齢者住宅の対応、これについては、こういうふうな施設整備の意向を持っている事業者の方もおられますので、そういう方もいらっしゃるということを十分に念頭に入れながら、例えば宮城病院周辺の保健・福祉・医療ゾーンの整備の中でこの問題に対応していければいいのではないかなというふうに考えているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。具体的な検討を進めていく上で現状、実情というものの分析というか、把握が必要であると思うんですが、先ほども出ましたが、ひとり暮らし、二人暮らしの世帯の把握というものはなされておるのか。それが——あわせて被災者の方々のうち最初はこのくらいというような形の把握がなされているのかどうか、その実態把握につ

いてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体の人数の把握状況については、保健福祉課の方の渋谷参事の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい。お答えします。12月現在で仮設入居者のおひとり暮らし、二人暮らしの部分の状況については把握しておりますので、それについて説明させていただきます。ひとり暮らしについては110世帯、二人暮らしについては85世帯となっております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。町内には全体の把握、決算書を読むとわかるようになっているんですけども、それを見ると大体ひとり暮らし、300、400、500というような数字になっているんですが、このくらい逆にいるわけですね。そういう方々も対象として、その方々が安心して住めるような、その辺も考慮しながら具体的な検討、積極的に検討してまいるといことですので、そういったものも含めて検討すべきであるということをお求めおきます。

次に、2件目の質問に移ります。生活再建支援策の拡充。私、先ほど、これまでの質問の中でも出ましたが、規制の中での支援というのはもう決まっているんですよ。今求められているのは、それを超える支援をそれぞれが求めているという、そしてそこが非常に切実な問題になっているということなんです。そういうところからの出発が必要ではないかということをおまず確認しておきまして、5点目の、とりあえず150万円の補助制度の内容についてなんです、これは答弁の中で見ますと、あくまでも集団移転の方が対象だということなんです。その辺の、しかし私はこの集団移転については別な制度……、防災集団移転事業の中で十分に図られるというふうに考えているんですが、150万円というのはどの程度の助成になるのか。といいますのは、この部分についていいまして、当然その買い取り価格も出てくるんですが、買い取り価格でどうなんだということも出てくるんですが、買い取り価格の差額が最高で、これまでのいろいろなお話を、これまでの話を聞くと8割とか、あるいは2割とか5割とあるんですが、それはまだ決まっていない。しかしながら、100ではないということだけは確実。その差額をどうするのかという問題とか、その差額分に対して補助することを目的した150万円なんですよとか、いろいろあると思うんですが、その辺、一応先ほどの答えにはなっているんですが、その辺、もう1回確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。町独自の150万円の補助制度については、やっぱり被災者の方の生活再建、全体として大変厳しいものがございまして、そういう方が町内でスムーズに集団移転、町内定住をしていただければというふうな思いで考えているものでございまして、やはり町の施策として、これからの将来のまちづくりを踏まえて、そこに中心市街地、新市街地を設置しなくてはいけないという、そういう強い思いの中で、この制度を有効に活用していただいて町内での移転促進につながればなというふうな考え方でございまして。

6番（遠藤龍之君）はい。私は決してこの150万円の補助制度を否定しているわけでもない。積極的に認めているわけですが、今のお答え、大変だという方々の支援だというふうにお受け止めました。当然ですね。この財源は復興基金としていますが、復興基金をどの程度を予定しているのか、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体の金額につきましては8億円程度なんです、ちょっと担当課の

鈴木課長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。現在150万円の助成を考えられるということで、ちょっと概算での数字なんですけれども、まず災害危険区域の1種、2種ということで防災集団移転事業に係る分、こちらの方でおおむね350戸くらい、それから災害危険区域の3種から移転を望まれている方、これも町の造成した土地に移っていただける方については同じように150万円の助成というようなことを考えているんですが、これが現在のところ約50戸ということで、合わせて400戸というような今のところ概数で考えております。これを150万円と掛け算をしますと約6億円というようなこととなります。今回、県の基金の方が約8.4億円、そういうようなことで町の方に入っているということで、一応その内数ということで、あと残額について、先ほど別の中でありましたが、そのほかの住宅再建に関する支援ですとか、宅地の中の復旧ですとか、そういった助成の方にどういった形で回していけるのかということをやちょっと検討している最中でございます。先ほども話ししましたように、それにつきましては、ある程度の内容が固まり次第、こちら議会の方にお諮りしたいというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。

6番（遠藤龍之君）はい。この制度は、いつ、だれが、どのような議論、検討を重ねて決められたのか、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。これは町の課長以上で構成する会議の中で、いろいろと議論を深めながら精査してきたものでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。これは課長全体の意向としてこういう制度が決まったということで受け止めていいわけですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。もう少し詳しくいえば、復興本部の中の検討委員会の班長クラスの中でも議論をいただいておりますし、課長以上の場面の中でも議論を深めて案として整理してきているものでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。とりあえずこの150万円の補助制度につきましては、その対象者が集団移転する方のみということだと。では、そのほかの人に対する対応というのは考えておられるのか。とりわけ宅地買い上げについてですが。

町長（齋藤俊夫君）はい。宅地の買い上げ、買い上げには特段の対応は予定しておりません。

6番（遠藤龍之君）はい。では、150万円の補助制度を全く離して、改めてお伺いします。

被災地宅地の買い上げについて先ほど答えもらったんですよね。宅地買い上げについては、だから防災集団移転促進事業の枠組みで買い取るということですから、そうするとここから外れた方々はその対象外ということで受け止めていいんですね。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。はい、そのとおりでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。そういうふうにした根拠は何があるのか、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回、集団移転される方を政策誘導という形で、新しい市街地の形成を図るというふうなことを最優先にこの制度を考えたところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。私、生活再建支援の全体の支援策ということで聞いているんですが、今この時点までは、町長の説明では集団移転する方だけが支援の対象なのかなというふうな話になっているのかなというふうにしかな聞こえてこないんですけれども、集団移転しない人も被災に遭っているわけですよね。そして、それぞれ自立再建いろいろ考えて今後の対応を図っていると。被災は同じ、そして今後かかる費用も同じ、しかしながら

町の支援をするのは集団移転する人たちだけですよというふうに聞こえるんですが、そのような受け止め方でよろしいのかどうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、改めてちょっと担当課長の方から補足をさせていただきたいというふうに思います。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。ちょっと何回か前の説明とダブるところがあるかもしれませんが、ちょっとご容赦いただきたいと思います。

まず、防災集団移転促進事業で対象となる区域が、町でかけました災害危険区域の1種、2種ということになります。こちらの方につきましては、町の方で移転を促していきたいというような区域でございますので、こちらについては町の造成したところに飛んでいただければ150万円の助成をするというようなことになります。

それから、もう1つ、災害危険区域の3種でございますが、こちらについては50センチメートルの基礎上面までの建築制限を設ければ現地での再建が可能だと。あわせて防災集団移転事業のエリアにもなっておりますけれども、2種の方につきましても1.5メートルの基礎上面高をやれば現地での再建も可能だというような制度になっております。おのおの今申しました基礎のかさ上げ分につきましては、別途、町独自の支援策というものを考えております。そちらの方とあわせて、あとは地震による被災宅地、具体的に申しますと太陽団地ですとか、作田山の団地ですとか、そういった個別の宅地につきましては、先ほどの説明でもありましたとおり、今現在のところ国の制度でもって公有財産の方に費用を充てられないというような状況になってございますけれども、そちらについても町としての何らかの助成金をお支払いすることができないかということをご検討している最中だということをご理解いただければと思っております。それが具体的に固まれば、先ほども申しましたとおり、こちら議会の方にお諮りしたいというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいということです。

6番（遠藤龍之君）はい。そういう町の積極的な姿勢については大きく評価しているわけですが、今具体的に土地の問題で私も何件か訴えられている部分があるんですが、1種から1種に移って、移ってというか、リフォーム、1種の地域の中にまだリフォームすれば住むことができるという例があります。それはリフォームして住むという。それから、同じような形で、今こんななんかやりとり結構あるんですね、あるというか、残ったところを買って。ところが、そうした人たちには自分の宅地は買っていただけないというふうに聞いているんですが、それも事実だと思うんですが、しかしそれらについても何らかの対応というのは考えていいのではないかと。そういった方々、確かに危険なところにいる。けれども、危険だけれどもみずから住むということで覚悟して住むわけですが、しかも金を出して。やっぱり、そしてそういう人たちこそその定住促進というか、この町に、今人口流出というのが非常に大きな問題になっているときに、もう苦勞してでもそこに住むんだという強い意思をあらわしている人に対して、やっぱり投げるようなことにならないのではないのかなと。私は何件かの方々から直接話、訴えを聞いてそう受け止めているんですが、私は——いいんでないのというふうに考えるんですが、町の考えはそういう具体例に対してどうなんでしょうか、お伺ひします。

町長（齋藤俊夫君）はい。もとの場所で住みたいという方の気持ちもわからないわけではないわけでございますけれども、災害危険区域を設定したという趣旨からは、その皆さんに対して支援をするというのは、ちょっと矛盾する考え方になるのではないかなというふう

に思います。

6 番（遠藤龍之君）はい。町長はあの災害から、もう想定外の被害だということを常々言ってきたと。そして、あわせて、もう想定外なんだから対応も想定外。それも言ってきている。そういうことなんですよ。そこがなかなか抜け切っていない。もう、だからどっちを向いて、どこを向いて政治をするのかということなんですよ。だから、相当、町長、苦労しなくてはいけないと思うんです、もう制度をかき分け、かき分け——ぶち壊していかなくてはならないんだから。でも、やっぱりそういう姿勢というのは今求められていると思います、この実態を見れば。そして、それをそんなに——うんと、みんな優秀な頭を持っているわけですから、先ほど聞いたのも、みんなの頭でそういう制度をつくったのかというのは、そういうことも含まれているんですよ。例えば、そして、それは住みたいと言うんだから、まずね。住みたい人に財産権等々、いろいろ憲法上の問題もあります、生存権という。そこを何も、そしてもう町の責任としては、そこを危険区域と指定して、だめだよと。それはそこでもう町としては責任果たしていると思います。あと、その条件。それで町は今後も二線堤、三線堤といいますか、それをもう積極的にやっていますと、防御施設を。ですから、もっと自信を持って、そういう方に法を破っても、法を破ってもと言うとうまくないですけども、破っているわけでないんです。財産権を守るとかいろいろあるわけですから、やはりその辺、もう少し町長、大きく頭を切りかえる必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。今ここで断言する必要はないけれども、やっぱりその方向性というか、私、それを聞くと、そういった人たちも非常に安心感を持つと思うんですよ。そうすると、少し、じゃよし、頑張りましょうというふうな方も生まれてくると思うんです。そうすると流出の問題も、何か抽象的な話ではなくて具体的な話の中でその流出をとめる、やっぱりその対策の1つにもなるというふうに思うわけですが、その辺の考えについてお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。確かに人口流出に一定の歯どめをかけるというふうな意味合いから考えますと、遠藤議員のご指摘もわからないわけではないわけですが、町としては国の防災集団移転事業を活用して、そういう安全・安心な形での新たなまちづくりをしなければいけないということでございますので、そういう国の制度を活用する一方で町独自でその方に一定の支援をするというのは、なかなか、いろいろ私も今の枠組みにとらわれずにやらなくてはいけないという思いは遠藤議員と同じ部分があるんですが、ちょっと、そこまで踏み込むのは町の財政的な負担とか制度の整合性とかを考えますと、ちょっと厳しいのではないのかなというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい。今、ぶち壊すことがはやっているとはいえますけれども、小泉内閣もかなり過去の話ですが、それがそして結果がよかったかどうかというのがありますが、本当に未曾有のというか、もう一般常識をはるかに超えることが今、事態が起きているということは言葉だけでなく、やっぱり実感として町長は、そして町長は何でもできる人なんですから、その辺の立場を十分にわきまえて、この件については、ここで求めません、結論。私は引き続きこの件につきましては、そういった権利が守られるまで私はしつこく取り上げていきたいというふうに思います。

あと、一方で、どこに問題があるのかということなんです、多分に、ではその財源、どこから持ってくるんだというような話になるかと思います。この防災集団移転促進事業、これがどういう仕組みになっているかというのは、当然プロに向かって知っている

かと言うのもあれなんです、これは国土交通省で確認されている話なんです、防災集団移転促進事業の中で住宅団地の用地取得及び造成に要する費用について被災者の個人負担を低減できることが確認されているということであり、そういう理解でよろしいのかどうか、専門家――。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的には今おっしゃっていただいた部分だというふうに思いますが、なお担当課長の方から補足をさせていただきたいというふうに思います。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。まず、防災集団移転事業の制度要綱なんですけれども、あくまでも今回、11月に指定しました危険区域、要は居住するには危険な区域だということで線引きしているわけでございます。あくまでも、それを高台なり安全な場所に移転するための事業というのが補助制度の中身でございます。今回、遠藤議員がおっしゃられている1種から1種というのは……、「とにかくその確認だけということでもいいです」の声あり）ということですので、基本的に危険なところから危険なところに移るということではなく、危険なところから安全な場所にあくまでも移る補助事業であるというふうな認識で考えていただければというふうに思っております。

6番（遠藤龍之君）はい。これ、今の質問をする前に、もうこの150万円、150万円でない、その部分についてはこっちに置くと。今の1種から1種というのは。改めて聞いたつもりなんですけれども、その理解で。それで軽減することができる。これはだから1種から町が指定した3つの地域に行った人にはその軽減を図ると。その軽減の対象が先ほど言った150万円なんですということなんですけれども。まずそういうことだと思うんですが、しかしこの150万円を使わなくても、やり方次第で、防災集団移転促進事業の中で1種から決めたところに行く、その対象者に対しては、よく等価交換、そのときも言われているのは、その辺も山元町はどこまで決めているのかわからないんですけれども、それでさっき買い取り価格云々、等々というのを聞いたつもりなんです、例えば8割、8割ということもないかもわからないけれども、8割という買い取り価格になったときに2割分は個人負担ということになるわけですね。だから、その2割部分をこれで埋めるのかなと、150万円で、というふうな趣旨なのかなというふうにその確認をしたかったわけですが、その話置いておいて、でも国でこの事業の中で示されているのは、超えた部分についても国は補助しますよというふうになっているということは、そういうことで理解していいですか。超えた部分というのは、例えば住宅団地、あるいは住宅団地に関連する公共施設、道路とか何かの用地の取得及び造成に要する費用、これは補助の対象になりますということなんです、そういうこと……。そういう意味ね。そして、これはだからわかりやすく、移転者などが分譲した場合、移転者等、町でつくった、場合にこの分譲価格、市場価格を超える部分は補助の対象になりますよということなんです、そういう理解でいいですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。担当の鈴木震災復興推進課長からお答えさせていただきたいと思ます。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。今、遠藤議員がおっしゃられた、かかった分も入れますというのは、あくまでも土地の造成費ですとかインフラの整備が、要はその土地を防災集団移転事業を整備し終わった後で賃貸、売却というふうなことになるわけなんですけれども、結局その売却する際の土地価格よりもインフラ整備の方に余計にお金がかかった分、そういう部分であっても今回の場合は国の方でその分も補助で見ますという、そういう

内容の中身でございます。

それから、防災集団移転事業のもう一度事業説明をさせていただきますと、防災集団移転事業のその制度に乗っかれば、もともとの従前の宅地については買い上げができます。それから、移転に係る費用ですとか、あとは借金をした際の利子補給分については出ると、それが防災集団移転事業の制度の中身でございます。今回、町の方で開発した部分に行かれるという方は、それにプラスアルファして150万円の助成が出せますと、こういうことでございます。

先ほどの1種から1種という話になりますと、先ほど申しましたように、防災集団移転事業の趣旨に合わない……、「その話はいいです」の声あり）ああ、いいですか。済みません、ただ一応、合わないの、要は3種とかでしたら、その移転費用とかその利子補給については出るんですけども、1種から1種に移るということは、要はもともとの従前の宅地が買えないということになります、その事業でもって。ですから、もしそれを買うとすれば町費の持ち出しとか、そういった部分が出てくるというようなことになると、そういうことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。危険から危険は、もう全く話……、「わかりました」の声あり）あとは補助の対象に、私自身もそれは補助の対象になるというふうに思っていないから、それはね。だから、それは逆にだから財源をつくって、今言ったような形で財源をつくって、そしてそっちに振り分けたいのではないかというふうな展開を今考えて——したんですけども、だからそれは除いていいんですよ。

だから、私は危険区域からそっちに移った、その部分についてはそういう形で、もし、このまま読み取れば、——の国土交通省でもそれらは確認されていると、その差額については国の補助になりますよという、できますよ。あとはやるかやらないかの話ですからね、自治体がね。だとすれば、まずこの1種から2種、3種の人が市街地に移った部分はそこで相当カバーされるだろうと、助成という部分についてはね。私はそういう理解で今、国会等々の中でもそのようなことは今言われて、その辺の確認はされているところです。そのために復興基金を、6億円を使うのであれば、それをその制度の支援の対象にならない方に使うことができるのではないかということも含めての今の議論の展開なんです、その前に、ですから、この防災集団移転促進事業の中でそのようなことが可能であるならば、その1種の被災者、2種、3種の被災者の方々にはそういった中で対応、その個人負担の軽減ということになればそういうことです。その中で対応できるのではないかという理解、そのもとでの今お話を。ただ、その部分の理解が、この防災集団移転促進事業を理解する、が違えばこの話は前に進まないんですけども、そういう理解で今話したんです。だから、それは違いますよということであれば違うという、そうしたらまた私、別なところで確認して改めて確認しますから。

町長（齋藤俊夫君）はい。一応副町長の方からちょっと補足させていただきたいと思います。

副町長（平間英博君）はい。遠藤議員の差額分というか、差額分までは補助でますよという部分は、考え方をちょっと整理する意味で例を使ってご説明いたしますが、例えば民間が土地を購入して造成を行って分譲する。当然損したくないわけですから造成費用分まで含めて分譲します。そうすると、金額、造成以上に金がかかった場合は販売する金額が高くなってしまふ場合がありますけれども、そういったところでは集団移転促進事業の場合にあんまり購入と造成費用に金がかかったときに分譲を、それで分譲単価にすべてはね返

ると移転する方の購入単価が非常に割高になると。そういうことではなくて、近傍の不動産評価を行って近傍価格と同じレベルで適正に販売するとなると、造成費用がかかった場合に差額が出て赤字が出ますよね。集団移転促進事業は、その部分は補助制度で見ますとから近傍価格で販売することができる仕組みにしているんです。議員がおっしゃっている部分と逆転、差額分については補助対象になるという部分は逆の理解になるかと思しますので、改めてその部分をご理解いただければと思います。

6 番（遠藤龍之君）はい。いや、そういう理解ができないですから、それも普通の考え方ね。これまでの普通の考え方。今被災している。実際救済の対策として、今国会でもだからいろいろやりとりして、国会ではいろいろ具体的にそういう話にもなっているわけですね。一般だったらそのとおりです。でも、あくまでもこれは救済措置なんだから、だから多分違う、私も確認しなければいけないから多分としか言いようがないけれども。これは国会でもこういう議論がされているわけですよ。だから、だからその部分で等価交換できるということも国会では示されている。ただ、それが現場まで届いているかどうかというのはわかりませんが、そういう動きもあります。だから、それはやっぱり国会、国ではいろいろな部分でやっぱり——わかるんだけど、それなりに考えているところはある。ただ、実際、現場の人は金がない、具体的に復興交付金もそうだけれども、実際やってみるといろいろ問題が起きてということもあるけれども、ただ、ここで示しているんだったら絶対これはここでやらせなくてはならない。それは町長の仕事なんですよ。そここのところの自覚は。言って、やってだめだったら、それはみんな国民に知らせていけばいいだけの話なんだから。そういう姿勢をまずどんな場面でもとっていただければ、もっと私、前に進んでいくというふうに思います。まず、それ、考え方ね。それはいいです。そういう、そしてそういう私、今言ったのは、この財源の——1つの方策ではないのかという意味で今お話ししました。そして、私はこのように信じて、こういう理解で、さらにこれについても、きょうは多分このことについても結論は出ないだろうというふうに思いますから、引き続きこの件についても追求といいますか、取り組んでいきたいというふうに思います。

次に、宅地被害の対応について、これらについては先ほど温かい、何らかの形で対応するというお話でしたが、ちょっとこれは確認なんです、復興交付金事業の中で、これらについては山元町ではそもそも対象にならないということなのかどうかあるんですが、造成宅地滑動崩落緊急対策事業というものがありますが、これには申請していないということだったんですが、それはそういうことなんでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。震災復興推進課の鈴木課長の方からお答えさせていただきたいと思います。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。今回の、今遠藤議員からおっしゃられました造成宅地滑動崩落対策事業というのは仙台の折立団地ですとか、ああいった盛り土造成部分に関する部分の緊急的な事業でございまして、あくまでも大規模な地すべりですとか斜面全体を修繕するような、そういった対策工事でございます。今回の太陽団地とかは規模の程度が比較的小さいといえますか、大規模な地すべりというふうなことまでには至っていないというような現状でございまして。ですので、あくまでも道路の路面災、それから道路ののり面については、のり面の災害復旧ということで今現在進めているところでございます。ただ、それでいきますと、どうしても個人所有の宅地部分の修繕というものに

はなかなか公共事業ということで乗っかっていけないというような現状もございますので、個人宅地についても何らかの支援策が必要でないかということで、今現在どういった手法で、どういったやり方でやったらいいかというのを検討しているというのが先ほど来話しさせていただいている内容でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。私、別に批判的に言っているのではないんですけれども、実際に調査したのかと、調査したというか、本当にその対象とならないあれなのかということでは調査したのかどうか。ここに書かれているのは盛り土面積3,000平方メートル以上とかなんとかと、そういう……、だから私、対象に十分なり得るのではないかなと思って今確認しているんですけれども、だからそのならなかったということの調査はされているのか。例えば3,000平方メートル以上にはなっていない、以下とか、あるいはその盛り土に存在する家が10戸以上とか、そういった条件があるみたいだけれども、そういうものを実際に調査した結果、対象にならないということで申請していないのか。あるいは、調査しないで、多分どうせならないでしょうというようなことでしていないのか、その辺のことを確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。県の担当課の方ともいろいろ協議しながら、あるいは現地の調査などもお願いしながら対応しているところでございますが、これにつきましても担当課である庄司災害復旧室長の方からちょっとお答えさせていただきたいというふうに思います。

災害復旧室長（庄司正一君）はい、議長。先ほども鈴木災害復興推進課長の方から説明がありましたが、本町におきましては大規模な場所が見当たらない、該当する箇所がないというふうな判断と、あと第1次補正の段階で早急に対応する道路災害及びのり面災害の方に採用するということが主たる目的で申請を上げておりましたので、宅地の被害の関係の方に、――のノミネートには上げましたが該当なかったということでございます。現地も確認をしております、県の指導等も受けております。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。12億8,700万円というのはどういう、あれもがけ地どうのこうのというものでなかったかと思うんですけれども、それはまたこれとは違うんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。この関係につきましては、担当課の震災復興推進課の鈴木課長の方からお答えさせていただきたいというふうに思います。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。12億円という予算がついてきていますが、これ事業名称が「がけ地近接等危険住宅移転事業」というような事業名称なんですけど、これ「がけ」とついているんですけれども、いわゆる危険区域の3種の分の移転に係る、例の防災集団移転促進事業とちょっと似たような制度なんですけれども、移転費用とそれから利子補給の分、その分を助成するというような制度内容になっています。それで、先ほどから申しておりますとおり、このがけ地近接等危険住宅移転事業の方の制度は防災集団移転促進事業と非常に近いんですが、従前の土地の買い取りというものは、この事業ではやれないというような、ちょっとその辺が事業の中身としては違っているというふうなことになっています。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。あんまり買い取り、買い取りに固執してほしくないの、そこは抜かせて。それはだから何回も言っているけれども、制度上はだめだというのは――なんだから、そういうものに時間とりたくないんですね。

ただ、だから調査した結果、事業として上げなかったのか。私は作田山を見たとしても、ここに言われている盛り土面積3,000平方メートル以上といたら十分にその

対象になっているのではないかと思うんですけれども、またその上に10戸以上存在する。あと20と云々というここで条件もあるようだけれども。でも——は5メートル以上と。正直言いまして、正直言いまして、この作田山だけを考えたとき、作田山、もとの地形と今現在どうなったのかと考えれば、すぐわかるような話なんですけれども、だから外から来た人にそれを聞いてもあれだと思っただけけれども、現地の人はその辺は、とりわけこの辺に住んでおられる方はわかるのかなと思うんですけれども、これ以上、私はやっぱり、もう1つ1つそういう事業を、対象になるものをどんどん上げて、そして向こうが認めるどうかは別にして、やっぱりそういう努力、工夫というものは必要だと思います、財源確保という意味で。これらがみんな100パーセント、もし対象になれば入るわけですから、地方負担分も含めて、その辺の……、これにつきましても引き続き確認していきたいと思います。

それから、やっぱりこの件については、これ町で分譲した地域です、ここの部分については。ある程度やっぱり対象になる、ならないについても、やっぱりその辺は調査すべきだと思いますが、町長、いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的に、遠藤議員おっしゃるように、今回のこの想定外の大震災、大規模被害でございますので、今までの制度で対応し切れない部分が多々あるというようなことを前提に取り組んでまいりたいというふうには思っております。そういう中で太陽ニュータウン、あるいは作田山団地につきましても、先ほどお答えさせていただきましたように、宅地被害の対応というふうなことで、町独自の支援内容なりについて検討をしてみたいというふうなことでございますので、何とぞご理解を賜ればというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい。町独自の支援と、非常にいい答弁といいますか、姿勢というものを積極的に、町独自、町独自というものをすべてのところにそういった考え方を広げるべきだというふうに思っております。それにしても、やはりそのもとになるのは財源ということになるわけですから、ちょっとその財源の方に、またいろいろその前に聞きたいことがあるんですが、その前にその財源の方を確認したいと思います。

この財源確保、復興交付金の第1回配分云々、この間、いろいろ取りざたされていますが、とりわけ山元町は宮城県の6割に対して、さらに低い4割程度の配分額しか決定されなかったということではありますが、これを見てもみると、宮城県13か14かくらいあるその対象の中で下から5番目という低さなんです。やっぱりその辺、努力は評価しているところなんです、その辺の経緯、結果についてどのように受け止めておられるか、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもお答えしましたように、事業そのものがカットされたというふうな、いわゆる今回、復興交付金の中で申請をした事業そのものが不採択になったというふうなことではなくて、事業のその熟度、進捗状況を勘案した中で一定の査定が入ったわけでございますので、先ほどお答えしましたように、今後計画の熟度を高める中で一定のタイミングの中で必要な支援が決まるというふうに基本的には理解はしているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。そうなんです。やっぱり熟度をどう高めるか、熟度を高めるためにはどうするかということなんです、今後は多分にこの体制も確保されて十分な体制の中でこういった計画も練って進められていくのかなと。そういうことであれば今後の不安

は、この面に対しては解消されていいのかなと思いますが、これは、とは言っても、やっぱり熟度がないことによって本来受けられる事業が受けられないということは絶対あってはならないということだけは指摘しておきます。

それから、効果促進事業の活用なんですけど、この間、行動計画2、300億円、3、500億円決まる中で、この効果促進事業というのはどの程度の割合になっているか、お伺いします。大体でいいです。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体的な数字につきましては、震災復興審査課の鈴木課長の方からお答えさせていただきます。

6番（遠藤龍之君）はい。私は何を言いたいかというと、やっぱりこれも、もし少なければ、これも有効に使って、そしてなるべく町の一般財源からのは使わないで、そういったものには対応していくと。ソフト部分ですから、かなりそっちの事業にも対応される事業になっているのかなというふうに考えれば、そういう対応が必要だということを強く求めておきます。

次に、復興基金について、取り崩し額がですね、が創設されて今現在、山元町もその基金があるかと思いますが、この基金制度、どのような制度なのかということと、現在幾らたまっていて、原資は何々になっているのか、この3つについてお伺いします、基金の中の3つについてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。制度の概要ということでございますので、これにつきましては担当の企画財政課の寺島課長の方からお答えさせていただきたいというふうに思います。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。東日本大震災復興基金、町の方で昨年、条例で制定しておりますが、これについては基本的に補助制度等がないところに、すき間を埋めるというようなところで手当てをするという使い方ということでございます。今のところ、この基金については、一般から寄附を受けている分と、それから県の3次補正から配分されているものを合わせると10億円という金額でございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。これが自由に使える金といいますか、簡単に言えば、で非常に重要なんです。この使い方について、町長、どのようなお考えを持っているのか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今担当課長からお答えさせていただきましたように、その制度のすき間を埋めるような方向での活用というふうなことで、先ほどお答えした例えば150万円の集団移転に伴う町が用意する——団地への支援、こういうものを中心とした活用、あるいは先ほど来からお答えしている、今検討しておる宅地被災等に対する支援なども、そういう中からの財源捻出を念頭に置いているというふうな状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。この原資についてなんですけど、先ほど支援金等々と言われました。こちらから求めることができるのか、そして求めることができるとすれば、どういった団体があるのか、お伺いします。

議長（阿部均君）答弁可能な担当者の方、挙手願います。

6番（遠藤龍之君）はい。例えば、まとまって山元町に寄附するとかというような、そういう団体はないのですかと。もしあった場合に、あるとすれば、そういう団体に町として求めることはできるのかどうかという、そういうような質問であります。

町長（齋藤俊夫君）はい。これまでも町の復興に対する寄附というような形、あるいは被災者への義援金というふうな形で多くの方々からありがたいご支援をちょうだいしておりますので、そういう中の1つとして町に対してご支援してくださるということであれば、あ

りがたくお受けをしたいというふうに思うところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。大いにそういったものは積極的に取り組んでいただきたいということをお求めまして、復興交付金8億円、県からの配分は、復興基金ですね、これを見ますと、被災状況にかかわらず、一応被災状況に応じというふうな一応配分の、何ていうかな、配分を決める際の決まり、そういうふうになっているんですが、山元町はこの8億円の下から3番目なんですね。山元町の被害というのは下から3番目、県内で下から3番目くらいの被害なのかどうなのか。そういうことで下から3番目と、そしてその結果8億円というふうに決まったのかどうか、その辺、確認できていればお答えいただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。県の方は、たしか8つぐらいの配分のファクターを設けて配分しているわけですが、配分する側の立場での考え方、あるいは被災地側から見た配分の考え方を言えば、私としても大変不満の残る配分の中身、状況でございます。やはり私としては被災者の絶対数を、これ1つの考え方としてあるんですけども、やはりその地域なり町がどういうダメージを負っているのかと、あるいはその町としてダメージをどういうふうにカバーできるのかという、やはり分子と分母をきちんといろいろな角度から検討していく中で配分されるべきではないのかなというふうな思いを強くしているところでございます。

例えば、8つの県の配分の発想の中に人口という問題が1つあります。人口がすべてではないわけですが、人口1つ配分のファクターに入れられてしまいますと、どうしても一定額はそちらの方に行ってしまうというふうなことでございます。小さい町で一定の被害、ダメージを受けますと、そこで回復するためのカバーする力というのは大変なものがあるわけですから、私は最近ずっと県の方なり、あるいは町村会なり、あるいはマスコミの方にも取材の際にはそういうふうなことを強くアピールしているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。そこですね、強くアピール、とりわけ宮城県知事にはアピールする、あの人も同じ立場で復興交付金事業のこの配分——の設定については、わざわざ東京まで行って、そして大臣に会って要求、いっぱい引き連れて、市長とか、本当にそういう気持ちがあるんだとしたら、そういうことをすべきだと思います。その際には議長等々も、こんなことを私が言う立場ではないんですが、やっぱり町の、これ、うんとこの復興基金というのは本当に町にとっては、先ほど来言っている、そういう対象にならない人たちに対して充てることのできる、本当に有効に使える基金なんです。これが1億円でも2億円でも10億円でも多ければ、それだけ多くの人に、その対象にならない人たちに温かい手が差し伸べられるという、そのための原資になっているんですよ。そして、このことについては多分に今後どうなるかはわからないと。前回、2,000億円、第3次補正かなんかのとき、こういう状況が続けば、やっぱり復興交付金事業というのはいろいろ批判があるから、この基金のまた新たな提供があるかもわからないときに、やっぱりそういう強い姿勢で臨むべきだと思いますが、やっぱりこの辺については、やるだけでなくて持ってくる努力も、工夫もするべきだと思います。そういった本当に財源確保のために、これまで以上の力を尽くして取り組むべきだというふうに思いますが、その辺についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の未曾有の災害、これまでの災害復旧・復興絡みでは、ご案内の

とおり、阪神淡路大震災を対象にした支援制度になっておったわけでございますけれども、そのレベルではとても救済できないというふうな認識のもとでの1年間取り組んできたところでございます。そういう中で関係市町なり県との連携の中で例えば産業廃棄物、ごみ処理の問題、これについても当座は一定の自治体の負担というものがあったものが実質ゼロに近い形になったとか、あるいはこの――調査、我々が今やっている――調査についても、本来はといたしますか、これまではゼロでございました。補助制度としてはゼロ支援でございましたけれども、これを声を大にする中で3分の2の支援措置がなっているというふうなことで、問題意識を持ちながら対応してきたところでございますので、今後も遠藤議員ご指摘のような形で、――議会ともどもというふうな場面、あるいは県なり町村会等々との連携をしながら対応していきたいなというふうに思うわけでございます。そういう対応をぜひしなくてはいけないという思いはあるわけでございますけれども、何せこの1年間、計画の取りまとめ等々で大変忙殺される時間が長かったわけでございます。ぜひ議会ともども、もう少し身軽な形で動けるようなお互いの時間のやりくり、配慮というものをぜひお願いをできればありがたいなというふうに思いますので、町長がもう少し身軽に動けるような、ぜひご支援、ご協力もお願いを申し上げまして今後の対応に当たっての答弁とさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（阿部 均君）遠藤龍之君の質問を終わります。

---

議長（阿部 均君）お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。次の会議は3月9日、午前10時開議であります。

午後 5時12分 延 会

---